

第百十三回  
参議院  
社会労働委員会  
會議録第一号

昭和六十三年十一月八日(火曜日)  
午後二時五十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前島英三郎君  
理事 佐々木 満君  
宮崎 秀樹君  
山本 正和君  
中西 珠子君

委員 石井 道子君  
石本 茂君  
斎藤 十朗君  
関口 恵造君  
田中 正巳君  
村馬 孝且君  
浜本 万三君  
渡辺 四郎君  
中野 鉄造君  
沓脱タケ子君  
内藤 功君  
藤井 恒男君  
稲垣 実男君  
厚生 大臣 藤本 孝雄君  
政府委員 厚生省保健医療局長 北川 定謙君  
事務局側 常任委員会専門員 此村 友一君

本日の会議に付した案件

○医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
○後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案(第百八回国会内閣提出、第百十三回国会衆議院送付)  
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(前島英三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。  
医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
提出者衆議院社会労働委員長稲垣実男君から趣旨説明を聴取いたします。稲垣実男君。

○衆議院議員(稲垣実男君) ただいま議題となりました医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。  
本案は、血液製剤によるエイズ患者等の救済の実施に当たり、その給付の事務を特別認可法人である医薬品副作用被害救済・研究振興基金に行わせることにより、救済業務の迅速かつ円滑な実施を期するとともに、あわせて、給付を受ける者のプライバシーの確保等に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、基金は、当分の間、従来からの業務に加え、医薬品に混入したエイズウイルスによる健康被害の迅速かつ円滑な救済を図るため、厚生大臣の認可を受けて、救済のために必要な事業を行う者から委託を受けて医薬品副作用被害救済制度による給付に準じた給付の事業を行うことができること。

第二に、エイズ患者等の救済のために基金が行う給付については租税その他の公課を課することができないこと、その他所要の規定の整備を行うこと。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。  
○委員長(前島英三郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。  
本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(前島英三郎君) 次に、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案を議題といたします。藤本厚生大臣。

○国務大臣(藤本孝雄君) ただいま議題となりました後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。  
現在、後天性免疫不全症候群すなわちエイズの蔓延は、欧米を初めとして世界的に深刻な状況にあり、特にアメリカ合衆国では、一九八一年に最初の患者が確認されて以来、既に七万人以上の患者が発生していると言われております。我が国におきましては、現在までに確認されているエイズ患者は欧米諸国等に比べると少数にとどまっておりますが、最近では女性患者の発生等エイズの一般への感染が懸念される状況も見られ、現段階において緊急に総合的な対策を講じ、エイズの蔓延を防止することが喫緊の課題となっております。

このため、政府においては、昨年二月に「エイズ問題総合対策大綱」を策定し、国民に対する正しい知識の普及を初めとして、感染源の把握、二次感染防止対策の強化、国際協力及び研究の推進等の総合的な対策を講じているところであります。この法律案は、人権の保護に配慮しつつ、エイ

ズの伝染の防止その他その予防に関し、法律上の措置が必要な事項について定めることにより、エイズの蔓延の防止を図ろうとするものであります。  
以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、予防に必要な施策、知識の普及、研究の推進等について国等の責務を規定し、総合的な対策に取り組む関係者の役割を明らかにするとともに、患者等の人権の保護について留意しなければならぬことを規定しております。

次に、感染源の把握及び二次感染の防止に關して必要な事項を規定することであり、エイズは一人感染し、発症すると重篤な経過をたどる疾病であります。その感染力は比較的弱く、感染経路が限られていることにかんがみ、この法律案では、医師と感染者の信頼関係の上に立った保健指導の徹底により、二次感染の防止を図ることを対策の基本としております。これに対し、都道府県知事は、医師との相互の連携のもとに、感染者の発生に関する疫学情報を常に的確に把握することを原則とし、感染者が医師の指導に従わない等公衆衛生上特に問題が生ずる場合に限り、健康診断の勧告及び命令、二次感染防止のための指示等を行うことができることとしております。

さらに、患者等のプライバシーを保護するという観点から、医師の都道府県知事に対する報告には原則として感染者の氏名等を含めない等の配慮をすることともに、エイズの治療等を行った医師、予防事務に従事した公務員その他の関係者に厳しい守秘義務を課することとしております。

このほか、出入国管理及び難民認定法の一部を改正し、エイズに関する出入国管理上の措置について規定することとしております。  
なお、この法律の施行期日は、公布の日から一

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において、国及び地方公共団体の責務、感染源に関する医師から知事への報告、並びに知事への健康診断の勧告、命令及び質問について修正が行われたところであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(前島英三郎君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院社会労働委員長稲垣実男君から説明を聴取いたします。稲垣実男君。

○衆議院議員(稲垣実男君) 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、国及び地方公共団体は、教育活動等を通じてエイズに関する正しい知識の普及を図らなければならないこと。第二に、国及び地方公共団体は、エイズに関する施策が総合的かつ円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと。第三に、医師の都道府県知事への報告については、感染者が血液凝固因子製剤の投与により感染したと認められる場合には、これを要しないこと。第四に、都道府県知事の健康診断の受診の勧告については、医師がその診断に係る感染者にエイズの病原体を感染させたと認められる者がさらに多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあることを通報した場合に行うこと。第五に、都道府県知事が行う質問については、健康診断の受診の勧告、健康診断の受診の命令または必要な指示を行おうとする場合に行うこと。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。  
○委員長(前島英三郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。  
本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(前島英三郎君) 御異議ないと認めます。  
なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（前島英三郎君） 御異議ないと認め、さ  
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後三時一分散会

八月五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第一号)(第一一四号)
- 一、福祉行政改善に関する請願(第二二号)
- 一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第一三三号)
- 一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一四四号)
- 一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一五五号)
- 一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第一六六号)
- 一、身体障害者の雇用に関する請願(第一七七号)
- 一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第一八八号)
- 一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第二二二号)
- 一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第七七号)
- 一、福祉行政改善に関する請願(第九三三号)
- 一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第九四四号)

- (第九五号)
- 一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第九六号)
- 二、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第九七号)
- 三、身体障害者の雇用に関する請願(第九八号)
- 四、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第九九号)
- 五、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第一〇三号)
- 六、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第一四六号)(第二二八号)
- 七、福祉行政改善に関する請願(第二五二号)
- 八、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第二五三号)
- 九、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第二五四号)
- 一〇、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第二五五号)
- 一一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第二五六号)
- 一二、身体障害者の雇用に関する請願(第二五七号)
- 一三、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第二五八号)
- 一四、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第二六二号)
- 一五、総合的なパートタイム労働対策の早期確立に関する請願(第二八二号)(第二八三号)
- 一六、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第二八九号)
- 一七、福祉行政改善に関する請願(第三三二号)
- 一八、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第三三三号)
- 一九、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第三三四号)
- 二〇、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第三三五号)

- 一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第三三六号)
  - 一、身体障害者の雇用に関する請願(第三三七号)
  - 一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第三三八号)
  - 一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第三四二号)
  - 一、総合的なパートタイム労働対策の早期確立に関する請願(第三四四号)
  - 一、福祉行政改善に関する請願(第三七八号)
  - 一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第三七九号)
  - 一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第三八〇号)
  - 一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第三八一号)
  - 一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第三八二号)
  - 一、身体障害者の雇用に関する請願(第三八三号)
  - 一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第三八四号)
  - 一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第三八八号)
  - 一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第三九七号)
- 第一号 昭和六十三年七月十九日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願  
請願者 北海道留萌市千島町四丁目 杉本 庄太郎 外四十九名  
紹介議員 菅野 久光君  
積雪寒冷地帯に居住する高齢者・年金生活者にとつて、冬期間の燃料費は欠くことのできな生活必需品であり、その多額な出費は老後の生活を脅かしている。在職中は寒冷地手当(燃料手当)の支給を受けたが、退職後の年金生活者にはその制度が適用されないため、年金に対しての寒冷地手

当制度化を要請してきた。これに対して一時は、当面低額年金者、身体障害者などを対象に福祉灯油の実施という方向も出されたが、いまだ実施の運びに至っていない。ついては、次の事項について早急に実現を図りたい。

一、積雪寒冷地居住の年金受給者などに対して福祉灯油制度を実施すること。

第一号 昭和六十三年七月十九日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道帯広市大空町一ノ一〇二  
省名秀和 外二百九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二号 昭和六十三年七月十九日受理  
福祉行政改善に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一  
宮 下数雄

紹介議員 嶋崎 均君

一、重度障害者の終身保護所を設置すること。

二、重度障害者の自立装置の開発を促進すること。

三、福祉施設入所の費用徴収は再検討すること。

四、脊髄損傷治療技術の研究開発を行うこと。

五、沖縄県に総合リハビリテーションセンターを設置すること。

六、重度障害者の所得保障を完全実施すること。

理由  
(一)重度障害者、特に頸髄損傷者が高齢化するに伴い、介護に当たっていた配偶者も高齢化して、重労働である夫の介護ができなくなる。また、介護人が子である場合は、結婚するとほとんど介護ができなくなる。こうした弊害を除去して救済するためには、各都道府県ごとに重度障害者の保護所を新設することが、最良の方法である。また、最近

は、中間施設並びに療養施設等が改善されているが、従来の施設は重度障害者の利用が全く不可能であり、今後改善を予定している施設並びに新設

される施設については、車いす重度障害者も利用できるようにすべきである。(二)最近、重度障害者に対する医療器具並びに自立補助器具の開発が進展している。しかし、どの器具も大掛かりで高価なものばかりであり、重度障害者が入手するに程遠い。重度障害者の自立補助器具については、住宅環境・経済的環境を考慮して、いつでも、だれでも、どこでも利用できる自立補助器具の開発を促進すべきである。また、現在普及している器具は、主にリース制度であり、経済的にも利用が不可能であるので、補装具として支給するか、又は貸与として利用できるようにすべきである。(三)福祉施設入所者に対する費用徴収については、障害者である子供が満二十才に達した後は、親族が負担するのではなく、本人の収入に応じて徴収すべきであり、その不足分については、国が負担して自立・社会参加させるべきである。(四)脊髄損傷者は、脊髄神経を外部からの衝撃によつて切断、圧縮、破損し、受傷部分から下部の手足が麻痺したために、障害者になったものである。現在の医学は各方面にわたり進歩しているが、脊髄神経治療技術については、脊髄の神経が切れたので仕様が

ない障害者の所得保障が、国民の大多数の所得保障制度である年金体系の中において確立されることとが、障害者の完全参加と平等を実現する第一歩である。基本的には、自らの生活に必要な経費は、自ら支払うということが自立の原則であるが、最低生活を保障するに足りる所得保障制度が確立する以前の段階での、費用負担の増大、間接税の導入、年金に対する所得制限等は、受け入れ難いものである。

第一三三号 昭和六十三年七月十九日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一  
宮 下数雄

紹介議員 嶋崎 均君

理由  
沖縄県が、本土に復帰してから十六年が経過したが、福祉面、とりわけ障害者福祉に関しては、必ずしも本土並みに達したとはいえない。特に中途で障害者となった時点の初期の最も重要な段階における機能回復、あるいは残存機能の強化に関する訓練施設、つまり、リハビリテーションに関する施策が不十分である。初期の障害者にとつて、総合的な機能を備えたりハビリテーション施設が重要な役割を果たすのであるが、沖縄県にはそのような施設は皆無に等しく、経済的・精神的負担を余儀なくされながらも、他府県の施設を利用して

いるのが現状である。したがって、障害者が一日も早く社会復帰するに当たって大きな役割を果たす、総合リハビリテーションセンターの早期実現を図るべきである。また、総合リハビリテーションセンターでは、最も重度障害者でリハビリテーションを必要としている障害者を重点的対象とし、医療的リハビリテーションに加えて職業的リハビリテーションを充実すべきである。

第一四四号 昭和六十三年七月十九日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一  
宮 下数雄

紹介議員 嶋崎 均君

一、全国脊髄損傷者連合会の代表を被災者代表として労働保険審議会委員に加えて、被災者の意見を反映させること。

二、労働災害の脊髄損傷者が基準看護病院へ入院した場合、脊髄損傷者が十人未満であつても、付添介護人をつけること。

三、現在、労災病院が設置されていない各県に労災病院を設立すること。

四、健康管理手帳での治療範囲を拡大すること。

五、労働福祉事業団が運営している援護措置法を拡大・充実すること。

六、脊髄損傷者が長期にわたり労災病院へ入院し、退院できる場所のない患者を強制的に退院させないこと。

理由  
(一)現在の労働保険審議会は、労働者側委員・使用者側委員・中立委員との三者構成となつていて、労働者側委員は労働者の代表であり、労災被災者の現状を十分認識して、災害防止に努めなければならない。しかし、労働者側委員は、労災被災者の意見を聞くとしても、労働基準法第十九条・第八十一条の打切補償により解雇され、労働組織より脱会している場合が大半である。法の第一の目的である被災労働者とその遺族の保護、援護、福祉の増進を図る上からも、労災被災者の代表を加えるべきである。(二)各都道府県労働基準局長あての労働省通達によれば、労働災害の重患者が基準看護病院へ入院したときは、該当者が十人以上でなければ付添婦をつけられないことになつてい

る。しかし、入院する脊髄損傷者の病状は、褥瘡や泌尿器系統の悪化、その他余病の併発等の重患で安静を第一とする。しかも、歩行不能であるから十人未満の脊髄損傷者の入院のために付添婦がつかなくつた場合は、当該病院の看護だけでは非常

に不自由である。そこで、当該病院へ頸髄損傷者二人が入院したときは看護婦以外の付添婦を一人つけ、胸腰椎の脊髄損傷者四人未滿入院したときは同じく一人の付添婦をつけるというようにして、現行の枠を緩和すべきである。(三)現在、労災病院は労災被災者にとって重要な医療機関として高く評価されている。例えば、労災病院は身近な病院として、緊急時はもちろん、通院、定期診断等とともに、不幸にして死亡した場合の因果関係等にも重要な役割を果たすものである。これは、近くに労災病院がないため、民間の病院で治療をするが、労働災害に起因するかどうかの判断が難しいのと、労災の場合の手続きが詳しくないため、他の保険で診療してしまうが、死亡した場合等の判断は適切でないことが時々発生する。こうした問題に関連して、労災病院での健康管理手帳の範囲を拡大し、労災病院のない各県には、労災病院を設置すべきである。(四)脊髄損傷には治癒・傷病の区別がはっきりしない。障害補償年金受給者でも、傷病補償年金受給者と同様に、治療の必要な時がある。現在の健康管理手帳では、治療の範囲が狭く、効果的ではない。脊髄損傷者は、脊髄損傷を多く診療している医師の下で治療を続けているが、健康管理手帳になると病院が指定され、長年の医師との信頼関係がなくなり不安である。健康管理手帳でも、労災患者の治療が認可されている病院であれば、どこでも健康管理手帳で診療できるように、その適用範囲を拡大すべきである。(五)労働福祉事業団で運営している援護措置法に関しては、労働者災害補償保険法が施行される昭和三十年以前において労働災害を被り、なお現在療養を継続している者が含まれている。労災年金制度導入後三十年を経過しており、その数は年々少なくなっているが、この間介護に当たった配偶者も、既に高齢化しており、今後の介護は継続することが困難な状況にあり、切実な問題となっている。こうした者のために、国会では、法案成立のたびに衆参両院は附帯決議として「労災保険制度に年金給付が導入される以前に打切補償費を受給し、

なお療養を継続している者等に対する援護措置の充実を努めること」とされてきている。我々は、従来からこうした者を労災法で救済してもらうよう要求してきたが、それも不可能のことであり、労災援護措置法では生活保護法との兼ね合いがあり、これ以上の援護措置の充実ができないということであるが、その名称にかかわらず、昭和六十二年二月より施行された黄金構造基本統計調査結果に基づく最低限度程度度の支給ができるように配慮すべきである。(六)脊髄損傷による重度障害者は、長年にわたり労災病院で入院治療をしているが、最近、これ以上特別治療の必要がないとの理由で、半強制的に退院を強要されている。こうした者は、長年の病院生活で、退院先のあてもないのが現状である。したがって、安心して退院できるような施設（ナースিংホーム）ができるまでは、病院で入院治療を続けさせるべきである。また、こうした労災被災による重度脊髄損傷者が、絶えず病院側からの退院強要によっておびえながら入院治療するのではなく、安心して退院先が決まるまで療養できるように、各労災病院を指導すべきである。

第五号 昭和六十三年七月十九日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 鳴崎 均君

脊髄神経治療に積極的に取り組まれない。

理由 脊髄損傷は、交通事故、建設事故、日常生活の事故、病氣等により身体、特に脊骨に強い力が作用して発生する。最近では、交通事故により若年層者の頸髄損傷の発生が増加している。三十年前までは、脊髄損傷になると寿命は三年と言われたが、医学の進歩により寿命も延びてきた。脊髄損傷者は十万人とも言われるが、これからの増加の方向を示し、将来には何十万人も発生すると予想される。以前は、脊髄損傷になると病床で死を待つばかりであつたが、最近では、医学、リハビリテーションの発達により車いすに乗つてある程度の就労もできるようになった。しかし、リハビリテーションは治療の一部であるが、根本的な治療ではない。脊髄損傷者が目指す治療とは脊髄の切れた部分が元のようにつながり、麻痺している手足及び知覚、感覚が元のように正常に動き、働くことを意味する。脊髄は一度損傷すると一生治らないという説が現在の定説で、このために脊髄治療の研究をしても無駄であると研究をおろそかにしているが、定説は間違っている。脊髄損傷もいづれ治る病気であるが、努力が不足しているという声もあつた。この考えは欧米において特に強く、最近では新しい技術を取り入れて研究するようになった。これらの研究の主なものは(一)発達の盛んな胎児の脊髄を移植して脊髄を再生する。(二)パイオテクノロジーにより新しい薬を開発して脊髄の発達を促進し不良部分を再生する。(三)電子的な刺激により脊髄の発達を促進し不良部分を再生する。の三つである。しかし、この問題に対しての予算措置、政策などが推進されていない。技術立国といわれる日本の場合、成功する確率の高い研究には力を入れ、リスクを背負う研究はほとんどしていなかつた。しかし、世界最大の貿易黒字国となつた今日、人類の願望である脊髄治療の研究に力を入れることは世界に対する日本の義務といえる。欧米と同等以上に脊髄損傷治療の研究に力を入れるべきである。

第十六号 昭和六十三年七月十九日受理

労災重度被災者の終身保護所設置に関する請願  
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 鳴崎 均君

一、労災被災者障害者の終身保護所（労災ナースィングホーム）を早急に建設すること。

二、現在、労災病院に入院している労災患者に対する退院を強制しないこと。

理由

(一)重度障害者、特に頸髄損傷者が高齢化するに伴い、介護に当たつた配偶者も同時に高齢化して、重労働である夫の介護ができない状況となっている。また、子どもは、結婚、転勤等により介護ができなくなる。こうした弊害をなくするためには、各都道府県ごとに重度障害者、特に頸髄損傷者の保護所（労災ナースィングホーム）を建設することが最良の方法である。(二)現在、各労災病院には労働災害を被り最重度患者（頸髄損傷者）が多く入院しているが、最近の医療保険法、薬価基準、措置費等の改正で入院患者は、強制退院とも受け止められる宣告を受けている。こうした重度障害者は長年病院生活を続けているが、家庭に戻れば配偶者は高齢化し、子供たちは独立しており自分たちの生活で精いっぱいという状況である。脊髄損傷者（特に頸髄損傷者）患者は、一般重症患者と同じように緊急時は人手のいない夜中等に発生する確率が至つて多い。そのため、労災被災者の重度障害者が安心して退院できる施設ができるまで、強制退院宣告をしないようにすべきである。

第十七号 昭和六十三年七月十九日受理

身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 鳴崎 均君

一、車いす重度身体障害者に対しての雇用制度を確立すること。

二、事業所は就労期間中に事故、病氣等で障害者になつた者の雇用を積極的に継続すること。

三、労働基準法には労働者が労働中に事故で障害者となり、三年経過後も労災補償が適用される場合は労働者を解雇してもよい（労働基準法第十九条、第八十一条とあるが、解雇しないように改めること。

理由

(一)身体障害者雇用促進法が改正されて以来、軽度な障害者に限つては改善されたが、車いす重度身体障害者（一・二級）に対しての雇用は、余り進ん

でない。身体障害者雇用率の何パーセントかを、車いす重度身体障害者雇用に義務づけなければ、車いす重度身体障害者は取り残されるばかりである。車いす重度身体障害者に対して特別な対策が必要である。(二)事業所に勤める労働者で事故、病気で障害者になった者は労働意欲があるにもかかわらず事業所から解雇されている。重度な障害者を解雇して、他方では軽度な障害者を雇用するのは身体障害者雇用促進法の精神に矛盾する。事業所は、障害者を積極的に復職するように指導すべきである。(三)障害者雇用を促進させるために、労災補償があれば解雇してもよいという発想を捨て、労働意欲の法律に改め、矛盾を改正すべきである。

第一八号 昭和六十三年七月十九日受理

労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 嶋崎 均君

労災年金と厚生年金などが併給されている場合の併給調整率が、昭和六十三年四月一日から変更され、従来よりも厳しいものになっている。ついでに、この併給調整率を撤廃して完全併給するようにしたい。

理由

今回の併給調整率の変更は、実際の計算例によっても、労災年金額が従来より減額されることが明白である。このほか、第一に、労災補償は無過失責任主義による損害賠償であるが、これには、精神的苦痛の代償である慰謝料が含まれていない。第二に、スライド制には被災後の経過年数に比例した配慮が欠けている。労災補償は、被災した時点の平均年金を基礎にして、以後毎勤統計の指数に準拠してスライドしている。しかし、健康者は業務の熟練に比例して、ベースアップ時には新人よりも上昇率が高くなるにもかかわらず、スライド制は平均値であるため、被災後経過年数が増すにつれ、スライド率は忠実に反映されないことにな

る。第三に、労災補償に最高限度額を設定した際、六十歳以上の最高限度額を極度に低く抑えながら、退職金相当額が支給されていない。定年退職後の再就職により、六十歳以上の年金が低額になるのは当然であるが、六十歳の低額な年金面だけに着目して、定年退職時の退職金を無視して除外し、六十歳以上の低水準の最高限度額を設定したことは納得できない。労災補償が、稼働能力喪失の補てんであるとするならば、被災者が被災していなければ当然受給することができる退職金相当額を労災補償に含めることは当然である。したがって、これらの弊害を除去するためには、労災年金と厚生年金などが併給されている場合の併給調整率を撤廃して、完全併給にすべきである。

第二二号 昭和六十三年七月二十日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 嶋崎 均君

寒冷地に住む車いす重度身体障害者の寒冷地対策を講ぜられたい。

理由

寒冷地に住む重度障害者は、暖房費、除雪費、屋根の雪降ろし等の出費に、夏の間から節約し、冬に備えているのが現状である。生活の大半を年金に頼っている重度障害者の場合、冬期間の年金はこうした費用に費やされ、暖房費と重なって生活がますます圧迫されている。こうした、寒冷地で生活している重度障害者の生活実態を把握して、日本金土どこに住んでも平等の生活ができるよう、寒冷地に住む重度障害者の冬期対策を確立すべきである。寒冷地では、一般企業を始め公務員に至るまで、冬期手当が支給されているが、少なくとも、公務員に支給されている地域の重度身体障害者の年金には、冬期間だけでも、その手当が支給されるよう、特例として配慮すべきである。

第七〇号 昭和六十三年七月二十日受理

福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市中央区南六条西二六ノ三ノ六〇三 金野禮次 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九三三号 昭和六十三年七月二十二日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚一ノ八ノ一

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第九四四号 昭和六十三年七月二十二日受理

総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚一ノ八ノ一

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第九五五号 昭和六十三年七月二十二日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚一ノ八ノ一

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第九六六号 昭和六十三年七月二十二日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚一ノ八ノ一

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第九七七号 昭和六十三年七月二十二日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚一ノ八ノ一

飯島勝三

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第九八八号 昭和六十三年七月二十二日受理

身体障害者の雇用に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚一ノ八ノ一

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第九九九号 昭和六十三年七月二十二日受理

労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚一ノ八ノ一

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第一〇三三号 昭和六十三年七月二十二日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚一ノ八ノ一

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四六六号 昭和六十三年七月二十二日受理

福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市北区北二十条西五丁目 村上栄子 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八八号 昭和六十三年七月二十五日受理

福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道岩見沢市東山町二一〇ノ三 藤原初子 外四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二五二二号 昭和六十三年七月二十六日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第二五三三号 昭和六十三年七月二十六日受理

総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第二五四四号 昭和六十三年七月二十六日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第二五五五号 昭和六十三年七月二十六日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第二五六六号 昭和六十三年七月二十六日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第二五七七号 昭和六十三年七月二十六日受理

身体障害者の雇用に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第二五八八号 昭和六十三年七月二十六日受理

労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第二六二二号 昭和六十三年七月二十六日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四 珍行美貴夫

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二八二二号 昭和六十三年七月二十六日受理

総合的なパートタイム労働対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県飯田市大瀬木一、二六二ノ

一〇 内田篤

紹介議員 村沢 牧君

パートタイム労働者は、企業、経済、地域の発展に

欠くことのできない労働力である。昭和六十二年

の全国のパートタイム労働者は約五百六万人に上

り、このうち約三百六十五万人が女性で、女性労

働者のほぼ五人に一人の割合になっており、今後、

社会、経済の変化に伴い、ますます増加する傾向

にある。しかしながら、パートタイム労働者の社

会的地位は低く、労働条件も一般労働者に比べ不

利な状況に置かれている。ついては、パートタイ

ム労働者の社会的地位の向上、生活の安定を図る

ため、労働条件の改善、職業紹介、職業訓練等雇用

対策などを内容とする総合的なパートタイム労働

対策を速やかに確立されたい。

第二八三三号 昭和六十三年七月二十六日受理

総合的なパートタイム労働対策の早期確立に関す

る請願

請願者 長野県上田市上田一、一四〇ノ七

小林信一

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第二八九九号 昭和六十三年七月二十六日受理

福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市中央区南八条西二ノ三ノ

一 大沼哲哉 外二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三三二号 昭和六十三年七月二十七日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第三三三三三号 昭和六十三年七月二十七日受理

総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一三三三三号と同じである。

第三三四四号 昭和六十三年七月二十七日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第三三五五号 昭和六十三年七月二十七日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第三三六六号 昭和六十三年七月二十七日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三三七七号 昭和六十三年七月二十七日受理

身体障害者の雇用に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第三三八八号 昭和六十三年七月二十七日受理

労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第三四二二号 昭和六十三年七月二十七日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七

阿部多七郎

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三四四四号 昭和六十三年七月二十七日受理

総合的なパートタイム労働対策の早期確立に関す

る請願

請願者 長野市篠ノ井横田七八九 柳沢 勲

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三七八八号 昭和六十三年七月二十八日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ二

ノ一 後藤武重

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七九号 昭和六十三年七月二十八日受理

総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ二

ノ一 後藤武重

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第三八〇号 昭和六十三年七月二十八日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ二

ノ一 後藤武重

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三八一号 昭和六十三年七月二十八日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ二

ノ一 後藤武重

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第三八二号 昭和六十三年七月二十八日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ二

ノ一 後藤武重

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三八三号 昭和六十三年七月二十八日受理

身体障害者の雇用に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ二

ノ一 後藤武重

紹介議員 小野 明君

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三八四号 昭和六十三年七月二十八日受理

労災年金の厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ二

ノ一 後藤武重

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第三八八号 昭和六十三年七月二十八日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ二

ノ一 後藤武重

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三九七号 昭和六十三年七月二十八日受理

福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道江別市大麻町二〇ノ一五

大桃藤平 外二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

八月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第四四一号)(第五三三三三)(第五六三三三)

一、福祉行政改善に関する請願(第五六四四号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第五六五五号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五六六六号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五六七七号)

一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第五六八八号)

一、身体障害者の雇用に関する請願(第五六九九号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第五七〇〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第五七一七号)

一、福祉行政改善に関する請願(第五七二六号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第五七七七号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五七八八号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五七九八号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第五八〇九号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第五七〇〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第五七一七号)

一、福祉行政改善に関する請願(第五七二六号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第五七七七号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五七八八号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五七九八号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第五八〇九号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第五八二〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第五八三〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第五八四〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五八五〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五八六〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第五八七〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第五八八〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第五八九〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第五九〇〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五九一〇号)

一、身体障害者の雇用に関する請願(第五九二〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第五九三〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第五九四〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第五九五〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第五九六〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五九七〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五九八〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第五九九〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第六〇〇〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第六〇一〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第六〇二〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第六〇三〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第六〇四〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第六〇五〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第六〇六〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第六〇七〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第六〇八〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第六〇九〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第六一〇〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第六一一〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第六一二〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第六一三〇号)

(第六七〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第六七一七号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第六七二六号)

一、身体障害者の雇用に関する請願(第六七三三三)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第六七四四号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第六七五五号)

一、福祉行政改善に関する請願(第六七八一〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第六七九八〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第六八〇九〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第六八二〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第六八三〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第六八四〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第六八五〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第六八六〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第六八七〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第六八八〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第六八九〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第六九〇〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第六九一〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第六九二〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第六九三〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第六九四〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第六九五〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第六九六〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第六九七〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第六九八〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第六九九〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第七〇〇〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第七〇一〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第七〇二〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第七〇三〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第七〇四〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第七〇五〇号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第七〇六〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第七〇七〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第七〇八〇号)

一、福祉行政改善に関する請願(第七〇九〇号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第七一〇〇号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第七一一〇号)

第五六四号 昭和六十三年八月二日受理  
福祉行政改善に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻三六  
ノ三 鈴木伸也

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五六五号 昭和六十三年八月二日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻三六  
ノ三 鈴木伸也

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五六六号 昭和六十三年八月二日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻三六  
ノ三 鈴木伸也

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第五六七号 昭和六十三年八月二日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻三六  
ノ三 鈴木伸也

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五六八号 昭和六十三年八月二日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻三六  
ノ三 鈴木伸也

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第五六九号 昭和六十三年八月二日受理  
身体障害者の雇用に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻三六  
ノ三 鈴木伸也

ノ三 鈴木伸也

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五七〇号 昭和六十三年八月二日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻三六  
ノ三 鈴木伸也

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五七一号 昭和六十三年八月二日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻三六  
ノ三 鈴木伸也

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第五七六号 昭和六十三年八月三日受理  
福祉行政改善に関する請願

請願者 埼玉県東松山市西本宿一、二七七  
岡田芳徳

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第五七七号 昭和六十三年八月三日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 埼玉県東松山市西本宿一、二七七  
岡田芳徳

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五七八号 昭和六十三年八月三日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 埼玉県東松山市西本宿一、二七七  
岡田芳徳

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第五七九号 昭和六十三年八月三日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 埼玉県大宮市吉野町一ノ三二ノ一  
岸谷蔵

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五八〇号 昭和六十三年八月三日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町二ノ一四ノ一  
金子允美

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第五八一号 昭和六十三年八月三日受理  
身体障害者の雇用に関する請願

請願者 埼玉県大宮市吉野町一ノ三二ノ一  
岸谷蔵

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第五八二号 昭和六十三年八月三日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 埼玉県東松山市西本宿一、二七七  
岡田芳徳

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第五八三号 昭和六十三年八月三日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 埼玉県大宮市吉野町一ノ三二ノ一  
岸谷蔵

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五八七号 昭和六十三年八月三日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 埼玉県大宮市吉野町一ノ三二ノ一  
岸谷蔵

請願者 長崎県佐世保市白岳町一、四二一  
大西良一

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五八八号 昭和六十三年八月三日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 長崎県佐世保市白岳町一、四二一  
大西良一

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第五八九号 昭和六十三年八月三日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 長崎県佐世保市白岳町一、四二一  
大西良一

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第五九〇号 昭和六十三年八月三日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 長崎県佐世保市白岳町一、四二一  
大西良一

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第五九一号 昭和六十三年八月三日受理  
身体障害者の雇用に関する請願

請願者 長崎県佐世保市白岳町一、四二一  
大西良一

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第五九二号 昭和六十三年八月三日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 長崎県佐世保市白岳町一、四二一  
大西良一

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第五九三三号 昭和六十三年八月三日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願  
請願者 長崎県佐世保市白岳町一、四二一  
大西良一

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第六六六号 昭和六十三年八月三日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願  
請願者 北海道紋別郡遠軽町南町一丁目  
武田昭治 外二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六六七号 昭和六十三年八月三日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願  
請願者 北海道江別市上江別西町五四五  
東崇 外九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六六八号 昭和六十三年八月三日受理  
福祉行政改善に関する請願  
請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七  
二ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第六六九号 昭和六十三年八月三日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願  
請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七  
二ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六七〇号 昭和六十三年八月三日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七  
二ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第六七一号 昭和六十三年八月三日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七  
二ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第六七二号 昭和六十三年八月三日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七  
二ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第六七三三号 昭和六十三年八月三日受理  
身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七  
二ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六七四号 昭和六十三年八月三日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願  
請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七  
二ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第六七五号 昭和六十三年八月三日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願  
請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七  
二ノ一六 小林厚雄

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第六八〇号 昭和六十三年八月四日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願  
請願者 山形市相生町五ノ四一 中村邦蔵  
外十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六八一号 昭和六十三年八月四日受理  
福祉行政改善に関する請願  
請願者 長崎県佐世保市白岳町一、四二一  
大西良一

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七三二二号 昭和六十三年八月四日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願  
請願者 北海道紋別郡遠軽町西町一丁目  
沢山貞子 外二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

八月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、小規模障害者作業所等の助成に関する請願  
(第七三三三号)

一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第七  
三四号)(第七三五号)(第七六九号)(第七八  
九号)(第八三二一)(第八六四号)(第八六五号)

一、福祉行政改善に関する請願(第八六七号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関  
する請願(第八六八号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願  
(第八六九号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第八  
七〇号)

一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する  
請願(第八七一号)

一、身体障害者の雇用に関する請願(第八七二

号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関す  
る請願(第八七三三号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請  
願(第八七四号)

一、内部障害者に対する福祉施策の充実に関す  
る請願(第八七八号)

一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第九  
三八号)

第七三三三号 昭和六十三年八月五日受理  
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(二通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五  
九 浅井啓子 外一万名

紹介議員 青島 幸男君

全国的な規模で設立されている小規模障害者作業  
所は、重度障害者や重複障害者、精神障害者など  
法内施設に入所できにくかつた障害者のための働  
く場・生活の場として現実的な役割を果たしてき  
ている。その数は昭和六十二年八月現在、都道府  
県・政令指定都市の助成事業の対象となつてい  
るものだけでも千五百三十八箇所を達し、助成事業  
の対象になつていないところを合わせると千八百  
箇所を超えることは必至である。その特徴として  
は、まず地域性に優れ、通所時間の短縮や地域住  
民とのつながりの点でも多くの成果を挙げてお  
り、また、障害の種別を超えての共同利用やダイ  
ナミックな活動などが展開できるもの、従来の法  
内施設には見られなかつたものである。また、昨  
今の傾向として、小規模作業所と並行して、障害  
者のための小規模の居住施設が各地でつくられ始  
め、既に全国で四百箇所以上上つていっている。これ  
らの居住施設は障害者自身の自立へのニーズの実  
現や親の高齢化・亡き後の生活の場として極めて  
重要である。このように小規模作業所や小規模居  
住施設は大変重要な意味を持つ一方で、そのほと  
んどが法外施設であるため、資金難という共通す  
る課題を抱えている。ついては、重度障害者や精  
神障害者にとつての現実的な社会参加のための社

会資源となつてゐる小規模作業所、小規模居住施設に対し、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、小規模障害者作業所に対する国庫補助制度については、これを拡充し、その交付に際しては一定の要件を満たしたすべての小規模障害者作業所を対象とすること。

二、障害者が地域で生活するための小規模居住施設を拡充・整備すること。

三、精神薄弱者援護施設・身体障害者更生援護施設を拡充し、その運用に際しては、精神障害者も含む障害者の異なつた者の利用も認めること。

第七三三号 昭和六十三年八月五日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町二条通北五丁目 小山田あき 外二十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七三五号 昭和六十三年八月五日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市東区北三十条東六丁目 今村友哉 外十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七六九号 昭和六十三年八月六日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町南町三ノ四ノ三五四 藤沢多助 外九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七八九号 昭和六十三年八月八日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市東区北二十一条東六丁目 井上道司 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八三一号 昭和六十三年八月八日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町字福路二ノ七 和仁建太郎 外十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六四号 昭和六十三年八月九日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町南町三丁目 長尾允 外十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六五号 昭和六十三年八月九日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市中央区円山西町 牧野久子 外十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八六七号 昭和六十三年八月九日受理  
福祉行政改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第八六八号 昭和六十三年八月九日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第八六九号 昭和六十三年八月九日受理  
福祉行政改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第八七〇号 昭和六十三年八月九日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八七一号 昭和六十三年八月九日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第八七二号 昭和六十三年八月九日受理  
身体障害者の雇用に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八七三号 昭和六十三年八月九日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第八七四号 昭和六十三年八月九日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八九八号 昭和六十三年八月十日受理  
内部障害者に対する福祉施策の充実に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園九番町一〇ノ四五 新明進 外百一名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

障害者の福祉施策は政治の基本であり、昭和四十五年公布された心身障害者対策基本法第八条の行政上の措置は、永遠的課題であり民主主義の遵守義務である。しかし、一見健康者に見える内部障害者は、国民年金にして年額わずか六十二万六千五百円、厚生年金(障害年金)受給者でも月額数万円の給付によつて、通院費と医療及び生活の維持で筆舌に堪えない貧困の現状にある。いつ襲うかしの発作と病苦で、その対応すらできず困つてゐる内部障害者の数多い現状を見ると、経済大国の中の困窮者と言わざるを得ない。急激に進む高齢化社会の中で、高齢内部障害者も増加の一途にあるとき、避けて通ることのできない重大な政治課題である。昭和五十六年中央社会保険医療協議会が答申した、私立病院の入院差額ベッド料の一年以内廃止は実施されず、障害者が、入院時の負担に耐えかねて医療設備の十分でない病院に入院(転院)し、実年にして世を去ることは、政治的、経済的負担の軽減を図り、安心して治療に専念できる環境の整備こそ為政者の職責である。また、減税の財源措置ということで消費税制度改行が審議されるが、月額数万円の年金受給者は、上昇する諸物価の高騰が直接生活を圧迫し生計を望みすら失う。各種年金給付の増額補正をすべきである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、厚生年金(障害)及び国民年金(障害)の給付は額を引き上げ、月額最低十萬円の支給額とすること。増額補正予算を計上すること。  
二、内部障害者一、三、四級認定者すべてに、医療助成受給者証を交付すること。市、区、町、



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一、福祉行政改善に関する請願(第一二一〇号)<br/>一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第一二一一号)<br/>一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一二一二号)<br/>一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一二二三号)<br/>一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第一二二四号)<br/>一、身体障害者の雇用に関する請願(第一二二五号)<br/>一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第一二二六号)<br/>一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第一二二七号)<br/>一、福祉行政改善に関する請願(第一二二八号)<br/>一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第一二二九号)<br/>一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一二三〇号)<br/>一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一二三一号)<br/>一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一二三二号)<br/>一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第一二三三号)<br/>一、身体障害者の雇用に関する請願(第一二三四号)<br/>一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第一二三五号)</p> | <p>一、身体障害者の雇用に関する請願(第一二三六号)<br/>一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第一二三七号)<br/>一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第一二三八号)<br/>一、福祉行政改善に関する請願(第一二三九号)<br/>一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第一二四〇号)<br/>一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一二四一号)<br/>一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一二四二号)<br/>一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第一二四三号)<br/>一、身体障害者の雇用に関する請願(第一二四四号)<br/>一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第一二四五号)<br/>一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第一二四六号)<br/>一、福祉行政改善に関する請願(第一二四七号)<br/>一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第一二四八号)<br/>一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一二四九号)<br/>一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一二五〇号)<br/>一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第一二五一号)<br/>一、身体障害者の雇用に関する請願(第一二五二号)<br/>一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第一二五三号)</p> | <p>第九四四号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>労働者災害補償保険法改善に関する請願<br/>請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二<br/>七 荻野昭二<br/>紹介議員 千葉 景子君<br/>この請願の趣旨は、第一四号と同じである。<br/>第九四五号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>脊髄神経治療技術研究に関する請願<br/>請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二<br/>七 荻野昭二<br/>紹介議員 千葉 景子君<br/>この請願の趣旨は、第一五号と同じである。<br/>第九四六号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願<br/>請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二<br/>七 荻野昭二<br/>紹介議員 千葉 景子君<br/>この請願の趣旨は、第一六号と同じである。<br/>第九四七号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>身体障害者の雇用に関する請願<br/>請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二<br/>七 荻野昭二<br/>紹介議員 千葉 景子君<br/>この請願の趣旨は、第一七号と同じである。<br/>第九四八号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願<br/>請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二<br/>七 荻野昭二<br/>紹介議員 千葉 景子君<br/>この請願の趣旨は、第一八号と同じである。<br/>第九四九号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願<br/>請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二<br/>七 荻野昭二</p> | <p>紹介議員 千葉 景子君<br/>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。<br/>第九七五号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>福祉行政改善に関する請願<br/>請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四<br/>四 小島敬止<br/>紹介議員 岩上 二郎君<br/>この請願の趣旨は、第二二号と同じである。<br/>第九七六号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>総合リハビリテーションセンター設置に関する請願<br/>請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四<br/>四 小島敬止<br/>紹介議員 岩上 二郎君<br/>この請願の趣旨は、第二三号と同じである。<br/>第九七七号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>労働者災害補償保険法改善に関する請願<br/>請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四<br/>四 小島敬止<br/>紹介議員 岩上 二郎君<br/>この請願の趣旨は、第二四号と同じである。<br/>第九七八号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>脊髄神経治療技術研究に関する請願<br/>請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四<br/>四 小島敬止<br/>紹介議員 岩上 二郎君<br/>この請願の趣旨は、第二五号と同じである。<br/>第九七九号 昭和六十三年八月十二日受理<br/>労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願<br/>請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四<br/>四 小島敬止<br/>紹介議員 岩上 二郎君<br/>この請願の趣旨は、第二六号と同じである。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第九八〇号 昭和六十三年八月十二日受理  
身体障害者の雇用に関する請願

請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四

四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第九八一号 昭和六十三年八月十二日受理

労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四

四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第九八二号 昭和六十三年八月十二日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四

四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇一一号 昭和六十三年八月十八日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六

ノ一 団義則

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一〇一二号 昭和六十三年八月十八日受理

総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六

ノ一 団義則

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一〇一三三号 昭和六十三年八月十八日受理

労働者災害補償法改善に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六

ノ一 団義則  
紹介議員 坂野 重信君  
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第一〇一四四号 昭和六十三年八月十八日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六

ノ一 団義則

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一〇一五五号 昭和六十三年八月十八日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六

ノ一 団義則

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一〇一六六号 昭和六十三年八月十八日受理

身体障害者の雇用に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六

ノ一 団義則

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第一〇一七七号 昭和六十三年八月十八日受理

労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六

ノ一 団義則

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第一〇一八八号 昭和六十三年八月十八日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六

ノ一 団義則

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六〇号 昭和六十三年八月十九日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町字太田野八〇

ノ一 田村正視

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六二二号 昭和六十三年八月十九日受理

総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町字太田野八〇

ノ一 田村正視

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一〇六二二号 昭和六十三年八月十九日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町字太田野八〇

ノ一 田村正視

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一〇六三三号 昭和六十三年八月十九日受理

労働者災害補償法改善に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町字太田野八〇

ノ一 田村正視

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第一〇六四四号 昭和六十三年八月十九日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町字太田野八〇

ノ一 田村正視

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一〇六五五号 昭和六十三年八月十九日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町字太田野八〇

ノ一四 田村正視  
紹介議員 松尾 官平君  
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第一〇六六六号 昭和六十三年八月十九日受理

身体障害者の雇用に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町字太田野八〇

ノ一四 田村正視

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第一〇六七七号 昭和六十三年八月十九日受理

労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町字太田野八〇

ノ一四 田村正視

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第一〇六八八号 昭和六十三年八月十九日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町字太田野八〇

ノ一四 田村正視

紹介議員 松尾 官平君

この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第一〇六八八号 昭和六十三年八月二十日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 札幌市西区手稲金山八ノ七 長野

誠市 外十九名

紹介議員 村馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇八二二号 昭和六十三年八月二十二日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 札幌市西区手稲金山八ノ一八 佐

野孝 外十九名

紹介議員 村馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇八三号 昭和六十三年八月二十二日受理  
福祉行政改善に関する請願  
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一〇八四号 昭和六十三年八月二十二日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願  
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第一〇八五号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一〇八六号 昭和六十三年八月二十二日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一〇八七号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

上進之丞  
紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇八九号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願  
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一〇九〇号 昭和六十三年八月二十二日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願  
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山

上進之丞

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一一六号 昭和六十三年八月二十二日受理  
福祉行政改善に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松

浦弘和

紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一一七号 昭和六十三年八月二十二日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松

浦弘和

紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第一一一八号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松

浦弘和

紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一一一九号 昭和六十三年八月二十二日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松

浦弘和

紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一一二〇号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松

浦弘和

紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一一二一号 昭和六十三年八月二十二日受理  
身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松

浦弘和

紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第一一二二号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松

浦弘和

紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一一二三号 昭和六十三年八月二十二日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願  
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松

浦弘和

紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一一二七号 昭和六十三年八月二十二日受理  
福祉行政改善に関する請願  
請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇  
紹介議員 高平 公友君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一二二八号 昭和六十三年八月二十二日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願  
請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 高平 公友君  
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第一二二九号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 高平 公友君  
この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第一二三〇号 昭和六十三年八月二十二日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 高平 公友君  
この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第一二三一号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 高平 公友君  
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第一二三二号 昭和六十三年八月二十二日受理  
身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

八八 池畑昇

紹介議員 高平 公友君  
この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第一二三号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願  
請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六  
八八 池畑昇  
紹介議員 高平 公友君  
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一一三四号 昭和六十三年八月二十二日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願  
請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六  
八八 池畑昇  
紹介議員 高平 公友君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一三八号 昭和六十三年八月二十二日受理  
福祉行政改善に関する請願  
請願者 北海道苫小牧市日吉町一ノ二ノ二  
一 山口勇  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一一三九号 昭和六十三年八月二十二日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願  
請願者 北海道苫小牧市日吉町一ノ二ノ二  
一 山口勇  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一一四〇号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 北海道苫小牧市日吉町一ノ二ノ二  
一 山口勇  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一一四一号 昭和六十三年八月二十二日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

請願者 北海道苫小牧市日吉町一ノ二ノ二  
一 山口勇  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一一四二号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 北海道苫小牧市日吉町一ノ二ノ二  
一 山口勇  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一一四三号 昭和六十三年八月二十二日受理  
身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 北海道苫小牧市日吉町一ノ二ノ二  
一 山口勇  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一四四号 昭和六十三年八月二十二日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願  
請願者 北海道苫小牧市日吉町一ノ二ノ二  
一 山口勇  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一一四五号 昭和六十三年八月二十二日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願  
請願者 北海道苫小牧市日吉町一ノ二ノ二  
一 山口勇  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一一四九号 昭和六十三年八月二十三日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願  
請願者 北海道紋別郡遠軽町二条北一丁目  
金田君枝 外十九名  
紹介議員 菅野 久光君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一五〇号 昭和六十三年八月二十三日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願  
請願者 札幌市西区手稲金山六七ノ二一五  
中村幸司 外二十九名  
紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一七二号 昭和六十三年八月二十三日受理  
福祉行政改善に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三  
荒木信幸  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一一七三号 昭和六十三年八月二十三日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三  
荒木信幸  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一一七四号 昭和六十三年八月二十三日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三  
荒木信幸  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第一一七五号 昭和六十三年八月二十三日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三  
荒木信幸  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一一七六号 昭和六十三年八月二十三日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三  
荒木信幸  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三  
荒木信幸  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一一七七号 昭和六十三年八月二十三日受理  
身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三  
荒木信幸  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第一一七八号 昭和六十三年八月二十三日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三  
荒木信幸  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第一一七九号 昭和六十三年八月二十三日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三  
荒木信幸  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一二一〇号 昭和六十三年八月二十四日受理  
福祉行政改善に関する請願  
請願者 福井市砂子坂一四ノ七ノ一 井上  
武美  
紹介議員 熊谷太三郎君  
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一二一一号 昭和六十三年八月二十四日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願  
請願者 福井市砂子坂一四ノ七ノ一 井上  
武美  
紹介議員 熊谷太三郎君  
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

一六

労働者災害補償保険法改善に関する請願

#### 四 三王延昭

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二三四号 昭和六十三年八月二十四日受理

請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二

紹介議員 中西 一郎君

魚一三十一

第一二三五号 昭和六一年三月二一日受理

計原者 其屋與川西元澤和古夏二二三

二の青頭の聖旨は、第一六号と同一である。

第一三六号 昭四六十三

身体障害者の雇用に関する請願

四三王延昭

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二三七号 昭和六十三年八月二十四日受理

請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二

紹介議員 中西 一郎君

—

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

四三王延昭

---

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一二四二号 昭和六十三年八月二十四日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡田代町岩瀬字新焼

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一二四三号 昭和六十三年八月二十四日受理

総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡田代町岩瀬字新焼

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一二四四号 昭和六十三年八月二十四日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡田代町岩瀬字新焼

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一二四五号 昭和六十三年八月二十四日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡田代町岩瀬字新焼

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一二四六号 昭和六十三年八月二十四日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡田代町岩瀬字新焼

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一二四七号 昭和六十三年八月二十四日受理

第七部 社会労働委員会会議録第二号 昭和六十三年十一月八日【参議院】

身体障害者の雇用に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡田代町岩瀬字新焼

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一二四八号 昭和六十三年八月二十四日受理

労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡田代町岩瀬字新焼

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一二四九号 昭和六十三年八月二十四日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡田代町岩瀬字新焼

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第一二五三号 昭和六十三年八月二十五日受理

福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市中央区南十条西二丁目

川村政弘 外二十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

九月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の

制度化に関する請願(第一二九三号)(第一二

九四号)(第一二九五号)(第一二九六号)(第一

二九七号)(第一二九八号)(第一二九九号)(第

一三〇〇号)(第一三〇一号)(第一三〇二号)

(第一三〇三号)(第一三〇四号)(第一三〇五

号)(第一三〇六号)(第一三〇七号)(第一三〇

八号)(第一三〇九号)

一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第一

三三〇号)(第一三三一号)

一、福祉行政改善に関する請願(第一三三五号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に關

する請願(第一三三六号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願

(第一三三七号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一

三三八号)

一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する

請願(第一三三九号)

一、身体障害者の雇用に関する請願(第一三四

〇号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に關す

る請願(第一三四一号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請

願(第一三四二号)

一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第一

三四六号)(第一三四七号)(第一三九二号)(第

一四〇五号)

一、福祉行政改善に関する請願(第一四〇六号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に關

する請願(第一四〇七号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願

(第一四〇八号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一

四〇九号)

一、労災重度被災者の終身保養所設置に關する

請願(第一四一〇号)

一、身体障害者の雇用に関する請願(第一四一

一号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に關す

る請願(第一四一二号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請

願(第一四一三号)

一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第一

四一七号)(第一四一七号)(第一四一八号)

第一二九三号 昭和六十三年八月二十六日受理

保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化

に関する請願

請願者 群馬県前橋市稲荷新田町四〇五ノ

三 稲垣十三子 外百八十九名

紹介議員 吉川 春子君

今日、婦人労働者は千五百八十四万人になり、う

ち既婚者の割合は七割に達し、家族の責任を持つ

労働者が急増している。男女雇用機会均等法が実

施されて三年目を迎えたが、婦人労働者の働く権

利は年々脅かされているのが実態である。政府が

昭和六十一年に批准した女子差別撤廃条約やILO

第百五十六号条約によっても、家族責任を負う労働

者が、仕事と家庭の両立が可能になるよう社会的

条件を整備することは、政府の責任であり、男女

平等実現のために不可欠であるとされている。

しかし政府は、行政改革の名の下に、保育所予算

の削減を始め、老人福祉・医療制度などを後退さ

せ、保育料の値上げ等の負担増を押しつけるなど、

国際的動向にも逆行している。ついては、男女平

等実現の社会的基盤の確立を目指し、すべての労働

者が、仕事と家庭の両立を可能にするため、次の

事項について実現を図られた。

一、婦人の働く権利と子供の健やかな発達を保

障するため、産休明けからの育児休業、実

態に見合った保育時間、保育料の引下げ、学

童保育の制度化など公的保育を充実すること。

二、一歳未満児を育てる全職種の男女労働者を

対象に、本人の選択、休暇中の代替要員の配

置、原職復帰、有給などを保障する育児休暇

を制度化すること。

三、安心して利用できる老人施設・ホームヘル

パー制度、経費補助などの福祉制度や老人医

療の無料化などを国・自治体の責任で保障す

ることによって、寝たきり・在宅老人看護な

ど、家族の責任を負う労働者の働く権利を併

せて保障すること。

四、希望するすべての労働者を対象に、家族の

看護に必要な期間の休暇を、代替要員の配置、

原職復帰、有給を内容とし、制度化すること。

第二九四号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 福岡市城南區南片江二ノ一二ノ二  
九 米村ツヤ子 外百四十名

紹介議員 諫山 博君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第二九五号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 茨城県水戸市東赤塚四、三四五赤  
塚A P五ノ一ノ二 新田真理 外  
百四十名

紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第二九六号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市富塚町五七六 羽  
鳥充子 外百四十名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第二九七号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 北海道函館市山の手二ノ二〇ノ四  
〇 高橋美穂子 外百四十名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第二九八号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 兵庫県西宮市西福町九ノ二 川北  
慶子 外百四十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第二九九号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 静岡市羽鳥一、〇六〇ノ一九 太  
田春江 外百四十名

紹介議員 沓脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇〇号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 宮城県仙台市若林六ノ六ノ四八  
遠藤良子 外百四十名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇一号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 北海道函館市川原町二ノ一三  
堀陽子 外百四十名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇二号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 岩手県盛岡市高松四ノ四ノ一七  
田村雅子 外百四十名

紹介議員 下田 京子君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇三号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒井字笹屋敷南六八  
末永清子 外百四十名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇四号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下米内北湯三四ノ六  
三 高橋公子 外百四十名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇五号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 名古屋守山区大字幸心字高田三  
五 鎌田二郎 外百四十名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇六号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 愛知県知立市弘法山三三八ノ  
一八 桐村孝子 外百四十名

紹介議員 宮本 顕治君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇七号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 沖縄県浦添市内間五〇七 仲地邦  
江 外百四十名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇八号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 沖縄県那覇市小禄一、四四六ノ二

紹介議員 山田あさみ 外百四十名  
吉井 英勝君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三〇九号 昭和六十三年八月二十六日受理  
保育と福祉の充実、育児休暇と看護休暇の制度化  
に関する請願

請願者 東京都町田市相原町一、三四二ノ  
三 斉藤玲子 外百四十名

紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第二九三号と同じである。

第三一〇号 昭和六十三年八月二十六日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町二条通北四丁  
目 飛澤美和子 外十九名

紹介議員 菅野 久光君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一一号 昭和六十三年八月二十六日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市豊平区真栄三一 西海義信  
外十九名

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三一三三号 昭和六十三年八月二十六日受理  
福祉行政改善に関する請願

請願者 名古屋港区十一屋三ノ四三現代  
ハイツ四ノB 矢野俊則

紹介議員 大木 浩君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一三六号 昭和六十三年八月二十六日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請  
願

請願者 名古屋港区十一屋三ノ四三現代  
ハイツ四ノB 矢野俊則

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一三三七号 昭和六十三年八月二十六日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 名古屋市港区十一屋三ノ四三現代  
ハイツ四ノB 矢野俊則

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第一三三八号 昭和六十三年八月二十六日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 名古屋市港区十一屋三ノ四三現代  
ハイツ四ノB 矢野俊則

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一三三九号 昭和六十三年八月二十六日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 名古屋市港区十一屋三ノ四三現代  
ハイツ四ノB 矢野俊則

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一三四〇号 昭和六十三年八月二十六日受理  
身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 名古屋市港区十一屋三ノ四三現代  
ハイツ四ノB 矢野俊則

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第一三四一号 昭和六十三年八月二十六日受理  
労働年金と厚生年金等との完全併給に関する請願  
請願者 名古屋市港区十一屋三ノ四三現代  
ハイツ四ノB 矢野俊則

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第一三四二号 昭和六十三年八月二十六日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願  
請願者 名古屋市港区十一屋三ノ四三現代  
ハイツ四ノB 矢野俊則

請願者 名古屋市港区十一屋三ノ四三現代  
ハイツ四ノB 矢野俊則

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一三四六号 昭和六十三年八月二十七日受理  
福祉灯油支給の制度に関する請願  
請願者 北海道紋別郡遠軽町南町三丁目  
多田加津 外十九名

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第一三四七号 昭和六十三年八月二十七日受理  
福祉灯油支給の制度に関する請願  
請願者 札幌市白石区大谷地六七ノ五六  
植松憲二 外二十九名

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一三九二号 昭和六十三年八月二十九日受理  
福祉灯油支給の制度に関する請願  
請願者 北海道紋別郡遠軽町二条通南一丁目  
藤井清富 外十九名

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一四〇五号 昭和六十三年八月三十日受理  
福祉灯油支給の制度に関する請願  
請願者 北海道岩見沢市三条東一七ノ三四  
新山寅次郎 外二十九名

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第一四〇六号 昭和六十三年八月三十日受理  
福祉行政改善に関する請願  
請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四〇七号 昭和六十三年八月三十日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願  
請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四〇八号 昭和六十三年八月三十日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第一四〇九号 昭和六十三年八月三十日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願  
請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一四一〇号 昭和六十三年八月三十日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願  
請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一四一一号 昭和六十三年八月三十日受理  
身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第一四一二号 昭和六十三年八月三十日受理  
労働年金と厚生年金等との完全併給に関する請願  
請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第一四一三号 昭和六十三年八月三十日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願  
請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一四五七号 昭和六十三年八月三十一日受理  
福祉灯油支給の制度に関する請願  
請願者 札幌市白石区本通一丁目北一板  
橋孝司 外二十九名

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一四八七号 昭和六十三年九月一日受理  
福祉灯油支給の制度に関する請願  
請願者 北海道紋別郡遠軽町南町三丁目  
西島春光 外九名

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一四八八号 昭和六十三年九月一日受理  
福祉灯油支給の制度に関する請願  
請願者 札幌市東区伏古八条二丁目 松永尚 外十九名

この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

九月十六日本委員会に左の案件が付託された。  
一、福祉灯油支給の制度に関する請願(第一四九二号)(第一五二九号)(第一五三二号)(第一五七九号)(第一五八〇号)(第一六二七号)(第一六二八号)(第一六六五号)(第一六九二

号)

第一四九二号 昭和六十三年九月二日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市東区北七条東一九ノ一〇五  
石垣修二 外二十九名

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五二九号 昭和六十三年九月二日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町南町三丁目  
高橋和子 外九名

紹介議員 菅野 久光君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五三二号 昭和六十三年九月三日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町西町三丁目  
遠藤啓二 外九名

紹介議員 菅野 久光君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五七九号 昭和六十三年九月五日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町向遠軽五〇ノ  
一一 松本善弘 外九名

紹介議員 菅野 久光君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五八〇号 昭和六十三年九月五日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市西区曙四条一ノ二ノ三〇  
阿部文彦 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六二七号 昭和六十三年九月六日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町二条通南一丁  
目 大滝信一 外九名

紹介議員 菅野 久光君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六二八号 昭和六十三年九月六日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市西区平和二条六ノ一ノ二四  
石垣一利 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六六五号 昭和六十三年九月七日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願(二通)

請願者 札幌市中央区南八条西四丁目 金  
森登喜子 外三十九名

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六九二号 昭和六十三年九月七日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町岩見通北二丁  
目 森本勝弘 外九名

紹介議員 菅野 久光君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

九月二十日本委員会に左の案件が付託された。  
一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第一  
七二三号)

一、福祉行政改善に関する請願(第一八〇七号)  
一、総合リハビリテーションセンター設置に関  
する請願(第一八〇八号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願  
(第一八〇九号)  
一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一  
八一〇号)

一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する  
請願(第一八一一号)

一、身体障害者の雇用に関する請願(第一八一  
二号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関す  
る請願(第一八一三号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請  
願(第一八一四号)

一、福祉灯油支給の制度化に関する請願(第一  
八一八号)

第一七二三号 昭和六十三年九月九日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市澄川六条一二丁目 大野勝  
美 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八〇七号 昭和六十三年九月十二日受理  
福祉行政改善に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村大字横尾 下  
浦頭一

紹介議員 服部 安司君  
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一八〇八号 昭和六十三年九月十二日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請  
願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村大字横尾 下  
浦頭一

紹介議員 服部 安司君  
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一八〇九号 昭和六十三年九月十二日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村大字横尾 下  
浦頭一

紹介議員 服部 安司君  
この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。

第一八一〇号 昭和六十三年九月十二日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村大字横尾 下  
浦頭一

紹介議員 服部 安司君  
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第一八一一号 昭和六十三年九月十二日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村大字横尾 下  
浦頭一

紹介議員 服部 安司君  
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一八一二号 昭和六十三年九月十二日受理  
身体障害者の雇用に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村大字横尾 下  
浦頭一

紹介議員 服部 安司君  
この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。

第一八一三号 昭和六十三年九月十二日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村大字横尾 下  
浦頭一

紹介議員 服部 安司君  
この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第一八一四号 昭和六十三年九月十二日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村大字横尾 下  
浦頭一

紹介議員 服部 安司君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八一八号 昭和六十三年九月十二日受理  
福祉灯油支給の制度化に関する請願

請願者 札幌市西区手稲東二北五丁目 渡  
辺正義 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

九月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、福祉行政改善に関する請願(第一八八四号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第一八八五号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一八八六号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一八八七号)

一、労災年度被災者の終身保養所設置に関する請願(第一八八八号)

一、身体障害者の雇用に関する請願(第一八八九号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第一八九〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第一八九一号)

一、福祉行政改善に関する請願(第一九二四号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第一九二五号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一九二六号)

一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第一九二七号)

一、労災年度被災者の終身保養所設置に関する請願(第一九二八号)

一、身体障害者の雇用に関する請願(第一九二九号)

一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第一九三〇号)

一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第一九三一号)

一、福祉行政改善に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八

酒井正則

第七部 社会労働委員会会議録第二号 昭和六十三年十一月八日【参議院】

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八八五号 昭和六十三年九月十六日受理

総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八

酒井正則

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八八六号 昭和六十三年九月十六日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八

酒井正則

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八八七号 昭和六十三年九月十六日受理

脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八

酒井正則

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一八八八号 昭和六十三年九月十六日受理

労災年度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八

酒井正則

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一八八九号 昭和六十三年九月十六日受理

身体障害者の雇用に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八

酒井正則

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九二四号 昭和六十三年九月十六日受理

福祉行政改善に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八

酒井正則

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九二五号 昭和六十三年九月十六日受理

総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 京都府宇治市寛道車田五八ノ三

広瀬末吉

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一九二六号 昭和六十三年九月十六日受理

労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 京都府宇治市寛道車田五八ノ三

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一九二八号 昭和六十三年九月十六日受理

労災年度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 京都府宇治市寛道車田五八ノ三

広瀬末吉

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第一九二九号 昭和六十三年九月十六日受理

身体障害者の雇用に関する請願

請願者 京都府宇治市寛道車田五八ノ三

広瀬末吉

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九三〇号 昭和六十三年九月十六日受理

労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 京都府宇治市寛道車田五八ノ三

広瀬末吉

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一九三一号 昭和六十三年九月十六日受理

重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 京都府宇治市寛道車田五八ノ三

広瀬末吉

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

九月二十二日日本委員会に左の案件が付託された。

一、福祉行政改善に関する請願(第一九五六号)

一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第一九五七号)

一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第一九五八号)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一、脊髄神経治療技術研究に関する請願（第一九五九号）</p> <p>一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願（第一九六〇号）</p> <p>一、身体障害者の雇用に関する請願（第一九六一号）</p> <p>一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願（第一九六二号）</p> <p>一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願（第一九六三号）</p> <p>一、福祉行政改善に関する請願（第一九六一号）</p> <p>一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願（第一九六二号）</p> <p>一、労働者災害補償保険法改善に関する請願（第一九六三号）</p> <p>一、脊髄神経治療技術研究に関する請願（第一九六四号）</p> <p>一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願（第一九六五号）</p> <p>一、身体障害者の雇用に関する請願（第一九六六号）</p> <p>一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願（第一九六七号）</p> <p>一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願（第一九六八号）</p> <p>一、骨髄バンクの早期実現に関する請願（第二〇〇五号）</p> | <p>石間和夫</p> <p>紹介議員 青木 薪次君</p> <p>この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。</p> <p>第一九五八号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>労働者災害補償保険法改善に関する請願</p> <p>請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二 石間和夫</p> <p>紹介議員 青木 薪次君</p> <p>この請願の趣旨は、第一四四号と同じである。</p> <p>第一九五九号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>脊髄神経治療技術研究に関する請願</p> <p>請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二 石間和夫</p> <p>紹介議員 青木 薪次君</p> <p>この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。</p> <p>第一九六〇号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願</p> <p>請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二 石間和夫</p> <p>紹介議員 青木 薪次君</p> <p>この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。</p> <p>第一九六一号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>身体障害者の雇用に関する請願</p> <p>請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二 石間和夫</p> <p>紹介議員 青木 薪次君</p> <p>この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。</p> <p>第一九六二号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願</p> <p>請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二 石間和夫</p> <p>紹介議員 青木 薪次君</p> <p>この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。</p> | <p>第一九六三号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願</p> <p>請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二 石間和夫</p> <p>紹介議員 青木 薪次君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。</p> <p>第一九六四号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>福祉行政改善に関する請願</p> <p>請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一</p> <p>紹介議員 真鍋 賢二君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。</p> <p>第一九六五号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>総合リハビリテーションセンター設置に関する請願</p> <p>請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一</p> <p>紹介議員 真鍋 賢二君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。</p> <p>第一九六六号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>労働者災害補償保険法改善に関する請願</p> <p>請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一</p> <p>紹介議員 真鍋 賢二君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。</p> <p>第一九六七号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>脊髄神経治療技術研究に関する請願</p> <p>請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一</p> <p>紹介議員 真鍋 賢二君</p> <p>この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。</p> <p>第二〇〇五号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>骨髄バンクの早期実現に関する請願</p> <p>請願者 神奈川県茅ヶ崎市巾島九七七ノ二 塩崎太喜男 外千九百九十九名</p> <p>紹介議員 下村 泰君</p> <p>白血病や再生不良性貧血など血液にかかわる病気は、医学の進歩の中で骨髄細胞の移植により完治が望めるようになってきた。従来は不治といわれてきた患者にとつて、骨髄移植は明日を生きる希望となつていく。ところが、移植成功のカギとされているHLA（白血球の血液型）の一致する提供者は、兄弟で四分の一、他人間では五百一万分の一の確率でしかない。そのために移植を受けられ助かる患者でも、提供者がいなかったために亡くな</p> | <p>森昌一</p> <p>紹介議員 真鍋 賢二君</p> <p>この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。</p> <p>第一九六六号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>身体障害者の雇用に関する請願</p> <p>請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一</p> <p>紹介議員 真鍋 賢二君</p> <p>この請願の趣旨は、第一七七号と同じである。</p> <p>第一九六七号 昭和六十三年九月十九日受理</p> <p>労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願</p> <p>請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一</p> <p>紹介議員 真鍋 賢二君</p> <p>この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

つていく人が多い。骨髓バンク(提供者登録機関)は、そのような患者を救える唯一の制度であると、医学関係者もその設立を強く求めている。つては、多くの人の善意により、こうした病氣と闘う患者を救うことができるという、すばらしい制度が一日も早く実現するよう、次の事項について実現を図られた。

- 一、骨髓バンクの早期実現をすること。
- 二、五万円といわれるドナーのHLA検査費用に健康保険の適用をすること。

十月十四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、福祉行政改善に関する請願(第二二二二号)
- 一、総合リハビリテーションセンター設置に関する請願(第二二二三号)
- 一、労働者災害補償保険法改善に関する請願(第二二二四号)
- 一、脊髄神経治療技術研究に関する請願(第二二二五号)
- 一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願(第二二二六号)
- 一、身体障害者の雇用に関する請願(第二二二七号)
- 一、労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願(第二二二八号)
- 一、重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願(第二二二九号)

第二二二二号 昭和六十三年九月三十日受理  
福祉行政改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、  
一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二二三号 昭和六十三年九月三十日受理  
総合リハビリテーションセンター設置に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、  
一一三 龜山丈一

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、  
一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二二二四号 昭和六十三年九月三十日受理  
労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、  
一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第二二二五号 昭和六十三年九月三十日受理  
脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、  
一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第二二二六号 昭和六十三年九月三十日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、  
一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二二六号と同じである。

第二二二七号 昭和六十三年九月三十日受理  
身体障害者の雇用に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、  
一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二二八号 昭和六十三年九月三十日受理  
労災年金と厚生年金等との完全併給に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、  
一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二二二九号 昭和六十三年九月三十日受理  
重度身体障害者への寒冷地対策に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、  
一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

十月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案(衆)

医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案

医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律

医薬品副作用被害救済・研究振興基金法(昭和五十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條を附則第十二條とし、附則第八條から第十條までを一條ずつ繰り下げ、附則第七條の次に次の一條を加える。

(後天性免疫不全症候群の病原体による健康被害の救済業務等)

第八條 基金は、当分の間、第一條の目的を達成するため第二十七條第一項から第四項まで及び附則第六條第一項に規定する業務を行うほか、

医薬品(第二條第一項第一号に掲げる医薬品を含む。)に混入した後天性免疫不全症候群の病原体による健康被害の迅速かつ円滑な救済を図るため、厚生大臣の認可を受けて、当該健康被害の救済のために必要な事業を行う者の委託を受けてその救済のための救済給付に準ずる給付の事業を行うことができる。

基金は、前項の業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第五十條第二項の規定は、第一項に規定する

給付として支給を受けた金銭について準用する。

4 第一項の業務は、第五十八條第三号の規定の適用については、第二十七條第一項に規定する業務とみなす。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

十月二十日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

- 一、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案(衆)

十月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、臓器移植の促進に関する請願(第二三五八号)(第二三五九号)

一、腎臓等の臓器移植の促進に関する請願(第二三七六号)(第二三七七号)

一、肝臓等の臓器移植の促進に関する請願(第二三七八号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二四一〇号)

一、肝臓等の臓器移植の促進に関する請願(第二四一一号)

一、腎臓等の臓器移植の促進に関する請願(第二四一二号)

一、肝臓等の臓器移植の促進に関する請願(第二四一三号)

一、臓器移植の促進に関する請願(第二四一四号)(第二四一五号)(第二四一六号)(第二四一七号)(第二四一八号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二四二〇号)

一、腎臓等の臓器移植の促進に関する請願(第二四五二号)(第二四五三号)

一、臓器移植の促進に関する請願(第二四五四号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二四四七号)(第二四四八号)

一、保育所制度の充実に係る請願(第二四四九号)

一、高齢者の雇用・就労対策の充実に係る請願(第二四八二号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二四八三号)(第二四八四号)(第二四八五号)(第二四八六号)

一、腎臓等の臓器移植の促進に関する請願(第二四九八号)

一、臓器移植の促進に関する請願(第二四九九号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二五〇〇号)(第二五〇一号)(第二五〇二号)(第二五〇三号)(第二五〇四号)(第二五〇五号)(第二五〇六号)

一、保育所制度の充実に係る請願(第二五〇七号)(第二五〇八号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二五〇九号)

第二三五八号 昭和六十三年十月七日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 熊本県上益城郡益城町田原二七〇  
坂口暢夫 外五千六百五十五名  
紹介議員 浦田 勝君

人工透析治療を受けるための医学的諸条件は、近年急速に向上し、今我が国で慢性腎不全のために人工透析を受けている患者は約八万人となり、さらに毎年一万人以上が新たに透析療法を開始している。しかし人工透析療法は一回四、五時間、週二、三回の治療を生涯にわたって継続しなければならず、肉体的社会的制約の少ない治療法である。特に、小児の透析は肉体的精神的に好ましいとはいえない。そのため、これらの制約から離脱するみちとしての腎臓移植に多くの人工透析患者は期待を寄せている。全国腎臓病患者連絡

協議会の調査によれば、透析患者の二六・三％が腎臓移植を希望しており、若年層ほどその希望は強い。しかしながら、我が国では死後の提供者が極端に少ないことから腎臓移植は伸び悩んでいる。特に、脳死状態からの腎臓摘出について関係の医師らが殺人罪などで告発される事例もあり、この数年は死体からの腎臓移植は急減している。こうした背景もあって、フリービンの囚人を提供者とする腎臓移植仲介団体の存在も明るみに出て、社会問題化するような状況も発生している。このような腎臓移植を取り巻く遅れた状況を大きく進展させるために、人間愛に基づき死後の臓器提供を行う意志を持つ人の善意が生かされ、移植手術を行う医師らも殺人罪で告発される不安にさらされることのないよう国が必要な条件を整備しなければならぬ。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、臓器移植を促進するため、提供者の善意が全面的に生かされ、その意志に基づいて行う移植手術が、法制上も不安なく実施できるよう必要な措置を採ること。

第二三五九号 昭和六十三年十月七日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 北九州市若松区修多羅二ノ一八ノ  
二四 山下広治 外一万五千七百  
九名  
紹介議員 宮崎 秀樹君

この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

第二三七六号 昭和六十三年十月八日受理  
腎臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 宮崎県東臼杵郡門川町五十鈴二、  
三三六〇一 吉永茂男 外百四十  
六名  
紹介議員 志村 哲良君

現在、高度の医療技術が発達し、様々な臓器の移植が可能となつて行われている。昭和四十三年札幌医大において行われた心臓移植は、国民

の医療の密着性について不安と疑惑を与えた。以来、我が国においては、角膜及び腎臓の移植に関する法律」によつて規定されている角膜・腎臓以外の心臓・肝臓・脾臓等の臓器移植は、ほとんど行われていない。一方、先進国においては脳死を死と認めている国がほとんどである。そして昭和五十五年以降、新しい免疫抑制剤が臨床臓器移植に導入され始め、移植成績も飛躍的に向上し、移植症例数も急速に増加している。これに對し日本では、欧米諸国に比較してはるかに少ない状況である。我が国でも死体腎臓提供者を増加させる方法を見つけ、また脳死で摘出できる環境づくりをすべきである。現在、日本では慢性腎疾患のため人工透析を受けている患者は七万人を超え、そのうち約二十五％の患者が移植を希望しており、年齢からみても一日も早く実行に移すべき時にきている。移植以外に救命の道のない患者にとつては、我が国は腎臓提供者があまりにも少なく移植が困難な状況であるために、多額の費用を負担して、海外特に米国に渡つて臓器移植を受ける人が増加しつつあり、新しい国際間の感情的摩擦が憂慮される状態にある。かかる状態にかんがみ、日本医師会は生命倫理懇談会において検討を重ね、厚生省脳死判定基準を最低条件として、脳死を死として認め、日本移植学会の提案した一定の厳しい条件下において移植の実施を肯定する見解を表明した。このまま推移すれば現行の法律では違法性の疑いのある死の取扱ひ、あるいは実施されるもの間近いと考えられる脳死者からの臓器移植等、医学の進歩による新しい技術の応用が、既存の法律との矛盾と国民の不安を起している。ついては、脳死及び臓器移植問題が社会的に極めて重要な段階に達した現時点で、我が国においても脳死が診断された場合、人間愛による臓器の提供が行われるよう国民のコンセンサスを早急に得ようとする同時に、不安なく臓器移植ができるよう、次の事項について速やかに実現を図らねばならない。

一、十分な国の管理の下で、臓器移植が実施できるような必要な措置を採ること。

第二三七七号 昭和六十三年十月八日受理  
腎臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 神戸市東灘区魚崎南町三ノ二二ノ  
一四 山下テル子 外百四十名  
紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第二三七六号と同じである。

第二三七八号 昭和六十三年十月八日受理  
肝臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 広島県三原市皆実町一、八三五ノ  
一七 安永萬里子 外千五百五十  
七名  
紹介議員 宮澤 弘君

現在、高度の医療技術が発達し、様々な臓器の移植が可能となつて行われている。昭和四十三年札幌医大において行われた心臓移植は、国民

に医療の密着性について不安と疑惑を与えた。以来、我が国においては、角膜及び腎臓の移植に関する法律」によつて規定されている角膜・腎臓以外の心臓・肝臓・脾臓等の臓器移植は、ほとんど行われていない。一方、先進国においては脳死を死と認めている国がほとんどである。そして昭和五十五年以降、新しい免疫抑制剤が臨床臓器移植に導入され始め、移植成績も飛躍的に向上し、移植症例数も急速に増加している。我が国では、先天性胆道閉鎖症やその他の末期肝疾患の患者のうち、毎年約五、六千人が肝臓移植によつて救命できる可能性があると推定されている。しかし、国内においては移植が困難な状況であるために、多額の費用を負担して、海外特に米国に渡つて臓器移植を受ける人が増加しつつあり、新しい国際間の感情的摩擦が憂慮される状態にある。かかる状態にかんがみ、日本医師会は生命倫理懇談会において検討を重ね、厚生省脳死判定基準を最低条件として、脳死を死として認め、日本移植学会の提案した一定の厳しい条件下において移植の実施を肯定する見解を表明した。このまま推移すれば現行の法律では違法性の疑いのある死の取扱ひ、あ

るいは実施されるのも間近いと考えられる脳死者からの臓器移植等、医学の進歩による新しい技術の応用が、既存の法律との矛盾と国民の不安を起している。ついでには、脳死及び臓器移植問題が社会的に極めて重要な段階に達した現時点において、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、十分な国の管理の下で、臓器移植が実施できるように必要な措置を採ること。

第二四一〇号 昭和六十三年十月十一日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 神戸市垂水区泉が丘五ノ三ノ一三 杉山承次郎 外二千八百四十五名

紹介議員 村上 公人君  
一、措置費国庫負担を確保すること。  
二、措置制度を堅持すること。  
三、保育料保護者負担を軽減すること。  
四、保育対策及び措置費内容を充実すること。

理由  
(一)保育の水準を全国的に維持するために、国による財源保障は必要不可欠であり、国庫負担率を堅持し確保すべきである。(二)措置制度は、質の良い保育を公の責任で保障しようとするものであり、今後も堅持すべきである。(三)保育料の額が勤労家庭の家計の実態と合わず、入所を辞退し、無認可施設等へ移る事態が起っている。児童の福祉を守るため保育料を軽減すべきである。(四)延長、夜間保育等の保育対策を充実するとともに、児童処遇の改善、職員の処遇の確保などのため措置費内容を改善すべきである。

第二四一一号 昭和六十三年十月十一日受理  
肝臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 福岡市早良区西新七ノ一五ノ二六 サンズももち一〇三 安達登志 外千四百五十五名  
紹介議員 後藤 正夫君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第二号 昭和六十三年十一月八日 【参議院】

第二四一二号 昭和六十三年十月十一日受理  
腎臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 大阪府枚方市須山町七七ノ二二 山本寿子 外百四十名  
紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四一三三号 昭和六十三年十月十一日受理  
肝臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 東京都練馬区土支田二ノ八ノ九 小木英雄 外二千七百三名  
紹介議員 原 文兵衛君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四一四四号 昭和六十三年十月十一日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 長野県松本市島内七六一 高山富子 外三千九百三十一名  
紹介議員 野沢 太三君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四一五五号 昭和六十三年十月十一日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 宮崎県東諸郡高岡町大字内山 二、八九四 岩見洋子 外四千四百三十五名  
紹介議員 坂元 親男君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四一六六号 昭和六十三年十月十一日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 富山県新湊市八幡町三ノ五ノ二〇 渋谷富美子 外二千九百三十九名  
紹介議員 田沢 智治君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四一七七号 昭和六十三年十月十一日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 静岡県磐田郡福田町福田五、一四

〇ノ一 増田三美 外一万千四百十五名  
紹介議員 寺内 弘子君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四一八八号 昭和六十三年十月十一日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 新潟市旭町通二番町五、二三九 倉橋松次郎 外四千三百二十五名  
紹介議員 遠藤 要君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四二〇〇号 昭和六十三年十月十二日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 神戸市兵庫区松本通六ノ三ノ二 境明子 外三千二百七十九名  
紹介議員 坂山 映子君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二四二二二号 昭和六十三年十月十二日受理  
腎臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 大阪府枚方市宮之阪四ノ一〇ノ一 ノ一五 宮地邦男 外六百六十名  
紹介議員 岩上 二郎君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四二三三号 昭和六十三年十月十二日受理  
腎臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 千葉市越智町一、七〇一ノ一四六 三浦みち子 外八十五名  
紹介議員 倉田 寛之君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四五四四号 昭和六十三年十月十二日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 静岡県清水市八千代町一〇ノ三七 岩瀬統三 外四千七百九十四名  
紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二四五七号 昭和六十三年十月十二日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 群馬県群馬郡群馬町金古一、九一 六 佐藤金苗 外六千五百八十八名  
紹介議員 福田 宏一君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二四五八八号 昭和六十三年十月十二日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 群馬県勢多郡大胡町堀越二、七〇 一ノ二 飯野隆盛 外六千三百五十五名  
紹介議員 山本 富雄君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二四五九九号 昭和六十三年十月十二日受理  
保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 西川全彦 外一万二千九百六十名  
紹介議員 中西 一郎君  
乳幼児が健全に成長する上で、必要は保育所の制度を充実するため、次の事項について確立を図りたい。

- 一、保育所制度を充実強化すること。
- 二、保育所機能強化推進費を増額すること。
- 三、乳児保育特別対策の対象を拡大すること。
- 四、特別保育対策を充実すること。
- 一 乳児保育を充実すること。
- 二 障害児保育を充実すること。
- 三 延長保育を充実すること。
- 四 夜間保育を充実すること。
- 五、保育所措置費を改善すること。
- 一 人件費・管理費を増額すること。
- 二 地域区分の是正等を行うこと。
- 六、保育料徴収基準の運用を改善すること。
- 七、社会福祉施設運営費を改善すること。
- 八、社会福祉施設整備費を充実すること。

第二四八二号 昭和六十三年十月十三日受理  
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願  
請願者 福島県いわき市山田町法田一〇九  
橋本勝利 外千七十七名

紹介議員 八百板 正君

日本は、人生八十歳の長寿時代に入り、老後の生活を子どもや若い世代に頼ることは、ますます難しくなっている。今後、高齢者が健康で文化的な生活をしていくためには、年金だけでは不十分であり、働く場が欲しいという高齢者の願いは、大きな社会問題にもなっている。働く意欲も能力もある高齢者は多いが、高齢者を雇い入れてくれる職場は、なかなかない。現在のところ、高齢者のための就労対策は不十分である。労働省は、六十五歳以上の高齢者を労働対策の対象ではないとして、高齢者関係の給付金助成対策からしめだしている。失業対策事業についても、年齢線引きが実施されている。今、一番の問題は働かなければ生活できない高齢者の仕事をどうするかという問題である。国や地方自治体の公的な責任で、高齢者に適した就労の場を上げ、つくりだしていくことが、必要になっている。地方自治体には、高齢者が働く仕事にふさわしく、しかも住民の生活環境の維持・改善に不可欠な仕事が多くある。シルバー人材センターやミニ・シルバー、高齢者事業団などを育成し、高齢者就業機会開発事業の予算を増額して、補助を充実させるならば、地域のもつと多くの高齢者の就業を実現できる。民間の企業の職場にも、高齢者を雇用する場合の助成措置などを年齢の制限なしに適用し充実させるならば、高齢者の持つ技能と経験をもつと多くいかにすることができる。ついでに、増大する高齢者の就労要求にこたえて、高齢者の雇用・就労対策を抜本的に充実させ、制度化するため、次の事項について実現を図りたい。

一、公園、各種公共施設の管理、清掃、除草その他、高齢者が従事するにふさわしく、住民の生活環境改善にも役立つ仕事を、高齢者の働く場として確保すること。地方自治体が高齢

者の働く機会を確保するために講ずる措置に  
対し、それを促進するために補助を一層充実  
させること。

二、高齢者の雇用の場を拡大するために、高齢者の雇用確保の給付金などの助成措置を年齢の制限なく適用し、充実させること。また、企業の求人に対して、年齢で差別しないよう指導すること。

第二四八三号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 大阪府城東区今福南二ノ二一ノ一  
四 井関政勝 外五千二百五十八名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二四八四号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 名古屋市中区笠寺町大門六三 近  
藤謙治 外六千四百六十一名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二四八五号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 名古屋市中区千代田五ノ一五ノ二  
吉武昭男 外九千三百六十六名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二四八六号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 大阪市此花区西島三ノ二六ノ一一  
神谷周道 外五千二百五十八名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

腎臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 大阪府枚方市宮之阪一ノ二一ノ九  
脇坂千鶴子 外二百十九名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第二三七六号と同じである。

第二四九九号 昭和六十三年十月十三日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 福井市松本四ノ一ノ一〇 大田  
保彦 外五千六百十九名

紹介議員 名尾 良孝君

この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

第二五〇〇号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 東京都西多摩郡羽村町五ノ神二ノ  
六ノ二〇 武田美代子 外五千百  
十名

紹介議員 田辺 哲夫君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五〇一号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 神戸市垂水区西舞子四ノ二〇ノ一  
二 藤本典彦 外二千六百九十三  
名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五〇二号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 京都府宇治市木幡赤塚八ノ一 伊  
藤義明 外八千二百二十一名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五〇四号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願(四通)  
請願者 徳島市中昭和町一ノ二 若松定義  
外三千五百六十名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五〇五号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 岐阜県海津郡南濃町山崎九五一  
徳永二二男 外一万四千二百二十  
二名

紹介議員 杉山 令肇君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五〇六号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 三重県桑名市北寺町三一 加藤知  
宏 外二万四千三百五十一名

紹介議員 水谷 力君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五〇七号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ一〇ノ五  
安田五郎 外四万五名

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第二四四九号と同じである。

第二五〇八号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持・拡充に関する請願  
請願者 徳島市中昭和町一ノ二 三木俊治  
外六千三百六十一名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第二四四九号と同じである。

第二五〇九号 昭和六十三年十月十三日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 名古屋市中区上名古屋四ノ一三ノ

三二 山中健司 外六千二百十名

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、臓器移植の促進に関する請願(第二四四

号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二

四六号)(第二四七号)(第二四八号)(第二

五四九号)(第二五〇号)(第二五一号)(第

二五二号)(第二五七九号)(第二五八〇号)

(第二五八一号)(第二五八二号)(第二五八

三三号)(第二五八四号)(第二五八五号)(第二

五八六号)(第二五八七号)

一、保育所制度の充実に係る請願(第二五

九一)

一、臓器移植の促進に関する請願(第二五

九二)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第

二六〇七号)(第二六三三三三三三三三三

一、高齢者の雇用・就労対策の充実に係る請

願(第二六三六六六六六六六六六六六六六

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第

二六三八号)(第二六三九三三三三三三三三

一、腎臓等の臓器移植の促進に関する請願(第

二六四四四四四四四四四四四四四四四四

一、保育所制度の充実に係る請願(第二六

四五五五五五五五五五五五五五五五五五

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第

二六四七号)(第二六四八三三三三三三三三

一、腎臓等の臓器移植の促進に関する請願(第

二六八二二二二二二二二二二二二二二二二

一、保育所制度の充実に係る請願(第二六

八五五五五五五五五五五五五五五五五五

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第

二六八八八八八八八八八八八八八八八八

六号)(第二六八八号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第

六九一)

一、保育所制度の充実に係る請願(第二七

四四)

一、腎臓等の臓器移植の促進に関する請願(第

二七二五五五五五五五五五五五五五五五

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第

二七二六六六六六六六六六六六六六六六

一、臓器移植の促進に関する請願(第二七

二八七七七七七七七七七七七七七七七七七

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第

二七七七)

第二五四五五五五五五五五五五五五五五

臓器移植の促進に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋七ノ五ノ一六ノ

一、〇〇八 龜山實 外四千九百

十八名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

第二五四六六六六六六六六六六六六六六

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 神戸市垂水区神陵台九ノ二〇ノ一

二 石井郁代 外二千七百六十六

名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五四七五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台三ノ二四ノ二

矢田勇雄 外四千百十三名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五四八五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 東京都高崎市下之城町四八五 植

田泰隆 外七千四百五十五名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

請願者 大阪市城東区鳴野東三ノ二三ノ一

二 水野幸子 外五千二百五十七

名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五四九五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 埼玉県加須市本町一五ノ三 村山

道子 外六千八百二十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五五〇五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 東京都目黒区大橋二ノ一九ノ一

隅田桂司 外四千三百八十七名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五五一五五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 沖繩市室川二ノ一八ノ八 玉城善

徳 外四千八百六十八名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五五二五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 大阪市此花区西島一ノ二ノ二八

島井宏典 外五千二百五十六名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五五七五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 群馬県高崎市下之城町四八五 植

田泰隆 外七千四百五十五名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八〇五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 札幌市中央区北一条西二丁目 岩

井誠 外一万九千五百五十一名

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八〇五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 札幌市中央区北一条西二丁目 岩

井誠 外一万九千五百五十一名

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八一五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 横浜市栄区野七里一ノ二ノ二、四

二七 増田秀和 外二千六百六十

名

紹介議員 岡部 三郎君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八二五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 三重県上野市緑ヶ丘西町二、四三

五ノ一 森下達也 外二万四千三

百八十一名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八三五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市東昭和町一七七ノ一

山根憲三 外五千七百五十七名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八四五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 岐阜県可児市下恵土二、八三八

酒向泰岳 外一万四千二百二十二

名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八五五五五五五五五五五五五五五五

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 岐阜県可児市下恵土二、八三八

酒向泰岳 外一万四千二百二十二

名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八五号 昭和六十三年十月十四日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 大阪市大淀区中津二ノ八 藤沢幸子 外五千二百五十六名

紹介議員 坪井 一字君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八六号 昭和六十三年十月十四日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 京都府亀岡市藤田野町太田竹ヶ花 二〇 鈴木格夫 外八千二百二十一名

紹介議員 植木 光教君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五八七号 昭和六十三年十月十四日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 名古屋市南区観音町六ノ二〇 横井淳 外一万二千五百五十四名

紹介議員 大木 浩君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二五九一号 昭和六十三年十月十四日受理  
保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 松本茂 外四千九百六十七名

紹介議員 山本 富雄君  
この請願の趣旨は、第二四五九号と同じである。

第二五九二号 昭和六十三年十月十五日受理  
機器移植の促進に関する請願  
請願者 茨城県多賀郡十王町友部三〇 櫻村敦 外三千六百二十六名

紹介議員 関 嘉彦君  
この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

第二六〇七号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 東京都東大和市上北台二ノ八九〇 山下久恵 外四千四百二十一名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六三三号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 東京都西多摩郡羽村町五ノ神二ノ六ノ二〇 武田美代子 外五千二百三十名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六三六号 昭和六十三年十月十七日受理  
高齢者の雇用・就労対策の充実に関する請願  
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ三二 長居洋二郎 外五百名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第二四八二号と同じである。

第二六三八号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願(二通)  
請願者 神戸市中央区脇浜町二ノ五ノ一三 黒川恭眞 外一万七千七十八名

紹介議員 石井 一二君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六三九号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願(二通)  
請願者 神奈川県三浦市三崎四ノ一ノ九 稲垣英夫 外三千八百八十九名

紹介議員 斎藤 文夫君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六四〇号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 北九州市小倉南区上吉田二ノ七ノ一二 岡田弘人 外五千八百二十三名

紹介議員 本村 和喜君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六四一号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 長崎市茂里町三ノ二四 柏木昇 外二万四千二百三十二名

紹介議員 初村滝一郎君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六四二号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 東京都豊島区長崎三ノ二六ノ四 佐々木嘉子 外四千四百四十三名

紹介議員 原 文兵衛君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六四三号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二、三三ノ一 社会福祉法人明星福祉会理事長 倉持光憲 外四千四百七十六名

紹介議員 関口 憲造君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六四四号 昭和六十三年十月十七日受理  
腎臓等の臓器移植の促進に関する請願  
請願者 神奈川県逗子市池子二ノ二〇ノ四 四六 君島松 外十九名

紹介議員 斎藤 文夫君  
この請願の趣旨は、第二三七六号と同じである。

第二六四五号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育所制度の充実に関する請願  
請願者 長崎市茂里町三ノ二四 柏木昇 外二千三百五十三名

紹介議員 初村滝一郎君  
この請願の趣旨は、第二四五九号と同じである。

第二六四六号 昭和六十三年十月十七日受理  
保育所制度の充実に関する請願(二通)  
請願者 福岡県遠賀郡岡垣町東高陽一組 芦刈康代 外四千八百五十四名

紹介議員 本村 和喜君  
この請願の趣旨は、第二四五九号と同じである。

第二六四七号 昭和六十三年十月十八日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 岡山県備前市鶴海三、〇二七 岸上達道

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六四八号 昭和六十三年十月十八日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願(二通)  
請願者 滋賀県大津市追分町五ノ一二 駒井紀彦 外一万五千二百六十六名

紹介議員 山田耕三郎君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六八一号 昭和六十三年十月十八日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 東京都北区赤羽台三ノ二四ノ二 矢田勇雄 外四千七百二十一名

紹介議員 小野 清子君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六八二号 昭和六十三年十月十八日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 横浜市磯子区汐見台二、九〇五ノ五四六 篠塚三郎 外二千四百九十九名

紹介議員 佐藤謙一郎君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六八三号 昭和六十三年十月十八日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡王寺町久度四ノ七ノ三五 藤崎隆文 外三千百九十一名

紹介議員 服部 安司君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六八四号 昭和六十三年十月十八日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 長崎市茂里町三ノ二四 藤島英信 外一万九千二百二十七名

紹介議員 宮島 混君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六八五号 昭和六十三年十月十八日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 名古屋市西区天塚町一ノ二八 西村正義 外一万二千八百九十六名

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二六八六号 昭和六十三年十月十八日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 長崎市茂里町三ノ二四 藤島英信 外三千百九十四名

紹介議員 宮島 混君

この請願の趣旨は、第二四五九号と同じである。

第二六八八号 昭和六十三年十月十八日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願(五通)

請願者 大分市大津町二ノ一ノ四一 社会福祉法人大分県保育協議会会長 永徳公明 外一万九千九十五名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第二四五九号と同じである。

第二六九一号 昭和六十三年十月十九日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 名古屋市昭和区御器所三ノ一ノ二 九 渡辺美都子 外八千五十一名

紹介議員 馬場 富君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二七二四号 昭和六十三年十月十九日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願(六通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 小島隆岳 外一万八百三十八名

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第二四五九号と同じである。

第二七二五号 昭和六十三年十月十九日受理

腎臓等の臓器移植の促進に関する請願

請願者 横浜市中区石川町三ノ一三九 小林美佐子 外二十名

紹介議員 斎藤栄三郎君

この請願の趣旨は、第二三七六号と同じである。

第二七二六号 昭和六十三年十月十九日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 埼玉県浦和市瀬ヶ崎一九六 河野亮永 外四千九百八十五名

紹介議員 森田 重郎君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二七二八号 昭和六十三年十月二十日受理

臓器移植の促進に関する請願

請願者 石川県鳳至郡門前町黒島町イノ七六 吉本豊司 外五千五十一名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

第二七五七号 昭和六十三年十月二十日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三 松尾龍一 外六千五百七十一名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二七八六号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二七八七号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二七八八〇号)

一、肝臓等の臓器移植の促進に関する請願(第二八〇一号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二八三六号)(第二八七二号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二八七三号)

一、腎臓等の臓器移植の促進に関する請願(第二八七四号)

一、臓器移植の促進に関する請願(第二八七五号)

一、保育制度の維持、拡充に関する請願(第二九一六号)(第二九五六号)(第二九五七号)(第二九五八号)(第二九五九号)

第二七八六号 昭和六十三年十月二十一日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市東昭和町一七七ノ一 永島喜紀 外五千七百七十名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二七八七号 昭和六十三年十月二十一日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 大橋政治 外七千五百八名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二四五九号と同じである。

第二八〇〇号 昭和六十三年十月二十四日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 横浜市磯子区森五ノ一三ノ九 白井久子 外二千四百四十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二八〇一号 昭和六十三年十月二十四日受理

肝臓等の臓器移植の促進に関する請願

請願者 兵庫県西宮市段上町二ノ二ノ一 磯橋謙志 外二千二百十八名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二三七八号と同じである。

第二八三六号 昭和六十三年十月二十四日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 埼玉県大宮市本郷町一、四九八 佐藤一彦 外三千七百三十五名

紹介議員 名尾 良孝君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二八七二号 昭和六十三年十月二十五日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願(二通)

請願者 栃木県宇都宮市陽西町一ノ七三 長谷川徳市 外一万四千六百四十一名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二八七三号 昭和六十三年十月二十五日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市陽西町一ノ七三 長谷川徳市 外四千六百五十二名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二四五九号と同じである。

第二八七四号 昭和六十三年十月二十五日受理

腎臓等の臓器移植の促進に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉四ノ一八ノ二九 佐藤恵美子 外二百二十名

紹介議員 山岡 賢次君

この請願の趣旨は、第二三七六号と同じである。

第二八七五号 昭和六十三年十月二十五日受理  
臓器移植の促進に関する請願  
請願者 福岡市博多区東月隈五ノ七ノ五  
木本松雄 外一万五千七百八名

紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第二三五八号と同じである。

第二九二六号 昭和六十三年十月二十六日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 京都市上京区九太町通智恵光院西  
入 坂口博之 外一万八千二百二十名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二九五六号 昭和六十三年十月二十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願(二通)  
請願者 滋賀県高島郡今津町角川九一五ノ  
一 谷本英吉 外六千九百九十六名

紹介議員 河本嘉久蔵君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二九五七号 昭和六十三年十月二十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 京都市上京区九太町通智恵光院西  
入 村井照明 外一万八千二百二十名

紹介議員 植木 光教君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

第二九五八号 昭和六十三年十月二十七日受理  
保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 京都市右京区西京極葛野四 北川  
亮暁 外一万八千二百二十名

紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。  
第二九五九号 昭和六十三年十月二十七日受理

保育制度の維持、拡充に関する請願  
請願者 埼玉県東松山市松山町一ノ二ノ  
二五 杉浦恒司 外四千七百二十  
一名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第二四一〇号と同じである。

十一月八日本委員会に左の案件が付託された。  
一、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律  
案(第百八回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)  
後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案  
後天性免疫不全症候群の予防に関する法律  
(目的)

第一条 この法律は、後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)の予防に必要措置を定めることにより、エイズのまん延の防止を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

第二条 国及び地方公共団体は、エイズの予防に必要な施策を講ずるとともに、○エイズに関する正しい知識の普及を図らなければならない。  
2 国は、前項に定めるもののほか、エイズに関する情報の収集及び研究の推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の施策を講ずるに当たっては、エイズの患者等の人権の保護に留意しなければならない。  
4 国及び地方公共団体は、エイズに関する施策が総合的かつ円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

(国民の責務)  
第三条 国民は、エイズに関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うように努めるとともに、エイズの患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師の責務)  
第四条 医師は、エイズの予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するように努めなければならない。

(医師の指示及び報告)  
第五条 医師は、エイズの病原体に感染している者(以下「感染者」という。)であると診断したときは、当該感染者又はその保護者(親権を行う者又は後見人という。以下同じ。)に対し、エイズの伝染の防止に必要の指示を行い、七日以内に、文書をもつて、当該感染者の年齢及び性別、当該感染者がエイズの病原体に感染したと認められる原因その他厚生省令で定める事項を当該感染者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。ただし、当該感染者が血液凝固因子の投与により感染したと認められる場合には、当該感染者について報告することを要しない。

(感染者の遵守事項)  
第六条 感染者は、人にエイズの病原体を感染させるおそれがある行為をしてはならない。

2 感染者は、前項に定めるもののほか、前条の医師の指示を遵守するように努めなければならない。

(医師の通報)  
第七条 医師は、その診断に係る感染者が第五条の規定による指示に従わず、かつ、多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあると認めるときは、その旨並びに当該感染者の氏名及び居住地その他厚生省令で定める事項をその居住地を管轄する都道府県知事に通報するものとする。

2 医師は、その診断に係る感染者にエイズの病原体を感染させたと認められる者が更に多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあることを知り得たときは、その旨並びにその者の氏名及び居住地その他厚生省令で定める事項をその居住地を管轄する都道府県知事に通報するものとする。

(都道府県知事の健康診断の勧告等)  
第八条 都道府県知事は、前条第二項の通報があつたときは、当該通報に係る者に不特定かつ多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあることを認めるときは、その者のために必要と認めるときは、その者に対し、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する医師の健康診断を受けるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する当該都道府県知事の指定する医師の健康診断を受けるべきことを命ずることができる。

(都道府県知事の指示等)  
第九条 都道府県知事は、第七条第一項の通報に係る感染者若しくは前条第二項に規定する健康診断により感染者であると確認された者又はその保護者に対して、エイズの伝染の防止に必要の指示を行うことができる。

第十条 都道府県知事は、この法律の施行するに必要と認めるときは、この法律の施行に必要と認めるときは、当該職員に、第七条第一項の通報に係る感染者若しくは同条第二項の通報に係る者若しくは感染者であると疑うに足りる正当な理由のある者又はその保護者に対し、必要な質問をさせることができる。

前条第二項の通報があつたときは、当該通報に係る者に不特定かつ多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあることを認めるときは、その者のために必要と認めるときは、その者に対し、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する医師の健康診断を受けるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する当該都道府県知事の指定する医師の健康診断を受けるべきことを命ずることができる。

(伝染病予防法の適用)  
第十一条 この法律に基づき都道府県知事が行う事務については、これを伝染病予防法(明治三十

二年法律第三十号)の適用とする。

2 前項の規定により質問をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(伝染病予防法の適用)  
第十二条 この法律に基づき都道府県知事が行う事務については、これを伝染病予防法(明治三十

二年法律第三十号)の適用とする。

2 前項の規定により質問をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

十年法律第三十六号)の規定による伝染病予防事務とみなして、同法第十八条ノ二第二項、第十九条ノ三、第二十二條、第二十二條ノ二及び第二十五條の規定を適用する。この場合において、同法第十九条ノ三中「伝染病予防上」とあるのは、「後天性免疫不全症候群ノ予防ノため」とする。

2 前項の場合における伝染病予防法第二十八條の規定の適用については、同条中「此ノ法律中」とあるのは、「此ノ法律(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律第十一条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム)中」とする。

(大都市の特例)

第十二条 この法律中道府県知事又は都道府県の職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市の長又はその職員が行うものとする。この場合においては、この法律中道府県知事又は都道府県の職員に関する規定は、指定都市の長又はその職員に関する規定として、指定都市の長又はその職員に適用があるものとする。

(再審査請求)

第十三条 前条の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができ。

(罰則)

第十四条 医師が、感染者であるかどうかに関する健康診断又はエイズの治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第七条の規定による通報の受理、第八条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令、第九条の規定による指示又は第十条の規定による質問に関する事務に従事した公務員又

は公務員であつた者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときも、第一項と同様とする。

第十五条 感染者であるとの人の秘密を業務上知り得た者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(施行前に行われた診断に係る報告)

第二条 この法律の施行前に感染者であると診断した医師は、厚生省令で定める場合を除き、この法律の施行の日から一月以内に、文書をもつて、当該感染者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を当該感染者の居住地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。ただし、当該感染者が血液凝固因子製剤の投与により感染したと認められる場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第三条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(上陸の拒否の特例)

11 後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者であつて、多数の者にその病原体を感染させるおそれがあるものは、当分の間、第五条第一項第一号に掲げる患者とみなす。

昭和六十三年十一月十二日印刷

昭和六十三年十一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局